

ディスクロージャー誌 2023

J A 木曽の現況

令和4事業年度

この冊子は、JA木曽の令和4事業年度の経営内容等を広くお知らせする資料です。
法律等に基づいて開示（利用者等への情報提供）すべき項目のすべてを掲載しております。



もくじ

ごあいさつ	1
事業方針	2
令和4年度の事業概況	5
法令遵守の体制	6
個人情報保護方針	7
金融商品の勧誘方針	9
貸出運営についての考え方	9
社会的責任への取組み	10
JAバンク基本方針に基づく「JAバンクシステム」	11
リスク管理体制	13
業務・事務の効率化への取組み	16
農業振興活動	17
地域貢献情報	18
JA木曽の事業案内	19
信用事業	19
お取扱商品のご案内	20
共済事業	24
その他事業	26
主な手数料	27
J A木曽の組織	29
会計監査人の名称	32
特定信用事業代理業者の状況	32
地区及び店舗一覧	32
J A木曽の店舗	33
J A木曽の沿革・歩み	34
資料編	

ごあいさつ

平素は、JA木曽の事業運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当JAは、農業協同組合法第54条の3に基づき、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAの令和4年度の事業概況について皆様にご理解いただくために、ディスクロージャー誌「JA木曽の現況」を作成致しましたので、参考にしていただければ幸いと存じます。

令和4年度は色々な面で「激動の年」と呼んでも過言ではない年となりました。3年目となったコロナ禍に加え、まったく想定外であったロシアのウクライナ侵攻、それに起因した急激な円安、物価高騰、農業資材・肥料・飼料の高騰等、組合員や地域住民の生活に及ぼす影響は非常に大きなものとなりました。

昨今、生産基盤の弱体化が進む中で、食料や資源の多くを海外からの輸入に依存している我が国は、食料の自給率が伸び悩み、食料安定供給のリスクが現実のものとなってまいりました。

JAグループの農政運動は、食料安全保障の強化を最重点事項として、農業生産基盤強化や価格転嫁の法制化など抜本的な見直しを訴えていく必要があると考えているところでございます。

令和4年度から始まった今次3ヵ年計画では、JA木曽長期ビジョン2030めざす姿とし、農業分野の「持続可能な木曽農業の実現」、くらしの分野の「木曽地方における組合員とJAの役割発揮」、JAの分野の「持続可能な経営基盤の確立」を基本目標として、不断の自己改革の実践に取り組んでいます。また、事業拠点の再構築計画の最終段階として11月には農業生活部の拠点を旧日義支所へ移転いたしました。

本年度の各事業報告と自己改革の実践報告につきましては本冊資料に記載されたとおりでございますので、ご確認いただきたいと存じます。

一方、農水省は昨年1月に適用された改正監督指針を踏まえて、自己改革行程表等の収集や県行政による総合ヒアリングを通じて指導・監督を行っています。併せて、早期警戒制度対応についても県行政による対話が進められているところであります、JA経営の基盤強化に向けた取り組みを一層進めていく必要があります。

JA木曽はそれぞれの事業活動を通じて組合員や地域住民の期待に応え、「食」と「農」を基軸として地域に貢献してまいります。

今後とも変わらぬご支援ご協力をお願いするとともに、皆様のご健勝を心より御祈念申し上げて挨拶いたします。



代表理事組合長
田屋 万芳

令和5年6月

J A木曽の経営方針

J A木曽長期ビジョン 2030めざす姿

「農業と協同の力で木曽の未来をささえます」

1.J A木曽の10年後めざす姿

J A木曽長期ビジョンは、2019-2021 3カ年計画において実施した事業拠点再構築計画というハード面改革の基、“その効果を最大限発揮するための経営管理、事業運営を改革することにより事業発展のための投資と組合員還元が行えるJ Aとなり負託に応えていく”というメッセージへステップアップさせてまいります。

更にその先の10年後のJ A木曽のめざす姿を、互いに助け合い協力し合う“協同の力”を発揮した事業・活動によって、木曽地域や農業が活性化している姿を描いていきます。

その達成に向けて3カ年計画における経営戦略・戦術を策定し遂行してまいります。

■ 農業の分野 持続可能な木曽農業の実現

大規模から小規模のあらゆる農家層へそれぞれのニーズに合った支援を実施し経営向上や生きがいづくりで持続可能な農業や産地の維持、農業収入の増大をめざします。

■ くらしの分野 木曽地域における組合員とJ Aの役割発揮

総合事業を通じて組合員や多様な関係者とともに協同の力でくらしやすい地域社会の実現をめざします。

■ J Aの分野 持続可能な経営基盤の確立

地域において農業協同組合として総合サービスを提供できる経営の健全性を確保し事業発展の投資と組合員還元が果たせる姿をめざします。

「10年後のめざす姿」の実現と「SDGs達成に向けた貢献」

協同組合の思想はSDGsとの親和性が高くSDGs達成に向けた貢献が盛り込まれていることから、SDGs達成に向けては、各事業・活動を通じて身近で可能な事柄から貢献していきます。

2. 次期3カ年で重点的に取り組むテーマ

J A木曽にとっての次期3カ年計画は「10年後のめざす姿」実現に向けて足元をしっかりと固め、成長するための基盤を盤石にする必要があります。

そこで、現状の組合員のニーズや事業・活動の課題に対応することにより農業生産基盤の維持強化、農業収入の増大、組合員との対話による事業活動を展開し経営基盤強化に取り組んでまいります。

2022年度～2024年度の基本目標を以下の通りに掲げテーマ別に施策を講じてまいります。

農業の分野

2022-2024 3カ年 基本目標 農業所得増大への挑戦

趣旨

10年後も木曽の農業・産地を持続するために、大規模から小規模のあらゆる農家層へそれぞれのニーズに合った支援を実施し、経営向上や生きがいづくりで持続可能な農業や産地の維持、農業収入の増大をめざします。

「第1テーマ 販売力強化とコスト削減」

重点施策 ①販売チャネルの拡大

企業等との契約等地域内での販路、ネット販売等による地区外の販路を開拓していきます。

また、加工事業の強化により販売力を強化します。

重点施策 ②生産コストの低減

省力化資材や肥料農薬の共同購入、機械化の導入提案等、生産コストの低減につながる施策を実施します。

「第2テーマ 農業生産基盤の維持強化」

重点施策 ①安心して営農継続できる経営支援

個別訪問により、農業経営分析アドバイス、スムーズな経営継承の支援、ニーズに応じた農業労働力の支援等農業者の営農を支援します。

重点施策 ②農業の担い手確保と育成

担い手の高齢化と減少の歯止めをかけるための施策として新規専業就農者の確保支援と多様な担い手の増加をめざします。

重点施策 ③生産量の維持拡大

営農技術員の出向く体制により重点品目の生産量、産地の維持に取り組みます。また、行政とJAの補助事業を活用した振興品目の生産拡大をめざします。

くらしの分野

2022-2024 3ヵ年 基本目標 総合事業と協同の力でくらしやすい地域社会の実現

趣旨

人口減少・過疎化により地域社会の存続は危機的な見通しにあるとともに、正組合員減少に歯止めがかからない状況から、JA組織弱体化が懸念されます。総合事業を通じて組合員や新たな活動参加者や農業応援団とともに協同の力でくらしやすい地域社会の実現をめざします。

「第3テーマ 組合員のメンバーシップ強化」

重点施策 ①組合員の意思反映の取り組み強化

職員訪問や懇談会による組合員との対話を強化するとともに、准組合員の意思も事業運営に反映していきます。また、組合員の運営参画促進に向けた環境を整備しメンバーシップを強化します。

重点施策 ②JA活動への理解促進と共感づくり

組合員メリットを実感できる施策を構築しJA活動への理解と事業利用を促進します。また「食」と「農」の情報発信と体験の機会を提供することによりJA活動の共感者を増やします。

「第4テーマ 事業成長と事業運営の効率化による組合員メリットの向上」

重点施策 ①信用事業の取り組み

農業融資体制と相談機能を強化し農業規模拡大を支援します。また、ライフイベントに応じた利用者接点を強化し、農業・くらし・地域の金融仲介機能を発揮します。

重点施策 ②共済事業の取り組み

農業リスクを相談できる体制を整備します。また、組合員・利用者サービスの向上と事業運営の効率化を両立できる体制を構築します。

重点施策 ③生活購買事業の取り組み

魅力ある商品、地産地消の取り組み強化と安定したライフライン機能を提供していきます。

重点施策 ④福祉事業の取り組み

福祉用具貸与、歯科診療を通じて、安心して暮らせる地域社会の一助を担います。

J Aの分野

2022-2024 3ヵ年 基本目標 経営基盤の強化

趣旨

経営の持続性、健全性を確立するための経営基盤強化計画の策定・実行・実践に取り組みます。

「第5テーマ 不断の自己改革の実践による経営基盤の強化」

重点施策 ①総合リスクマネジメントによる収益性・健全性の向上

持続可能な収益性・将来にわたる健全性の確保に向けた経営管理・経営改善を実践できる態勢を確立し、経営資源の最適化による健全な事業運営をめざします。

重点施策 ②自ら考え行動する職員の育成

協同組合運営を実践できる職員教育、総合事業に対応できる人材育成に取り組みます。

また、専門的知識を有する人材を採用していきます。

重点施策 ③J Aを支える組織基盤の強化

人口減少等地域の実態を考慮した組合員構成の見直しに着手します。また、組織規模に沿った業務執行体制の変更や経営資源の最適化による組織形態変更を継続的に検討していきます。

3. 自己改革の実践に向けた組合員の意思反映施策

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話や地区別組織別懇談会のみならず、「正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える組合員」である准組合員の声も聞くことで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現します。

①正組合員宅の訪問・対話

②地区別懇談会

③運営委員モニター制度

④女性部員モニター制度

⑤組合員の意見を聴くはかき

⑥組合員とJA職員の交流活動

令和4年度の事業概況

(1) 事業の概況

新型コロナウイルス感染症が蔓延して3年目となった令和4年度は、観光・飲食関連等、徐々に回復の兆しが見え始めたものの、不安定な世界情勢の影響を受けた光熱費や資材価格の高騰等により、JA事業をとり巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中の販売事業総利益は令和3年度に減少した米の実績が回復したものの、主力の白菜・和牛子牛の販売高が低迷し前年比85%の結果となりました。

購買事業は燃料・資材価格の高止まりの影響で取扱高は前年を上回りました。また、葬祭や生活用品の取扱高が増加したため、事業総利益は計画を約6百万円上回る結果となりました。

支所再編1年目の金融事業は、貯金残高の増勢と住宅ローンをはじめとする個人ローン残高伸長を囲む貯金貸出金ともに業績を伸ばしました。また、有価証券等余裕金運用にも積極的に取り組み前年比104%の収支結果となりました。

共済事業は新型コロナウイルス感染症関連の共済金のお支払いによって暮らしを守る支援をしてまいりましたが、新規取扱高をはじめとした事業収支は低迷し前年比は90%となりました。

持続可能な経営基盤の確立を3ヵ年計画に掲げた初年度の事業総利益は前年比94%となりましたが、事業管理費の圧縮にも積極的に取り組み、約106百万円の削減を図った結果、事業利益約21百万円、経常利益約88百万円、当期剰余金約48百万円を確保し、収支計画を達成することができました。

財務状況については、不良債権比率は1.76%、単体自己資本比率は17.71%となりました。

また、ALM委員会の機能を強化しリスク管理態勢を強化するとともに、コンプライアンスプログラムの実践に取り組んで法令等を遵守する職場風土の構築を目指してまいりました。

(2) 対処すべき重要な課題

J A木曽は地域の人口減少や農業の担い手不足・高齢化等の農業の危機、組合員構成の変化という協同の危機、JA経営の収支の悪化等の事業・経営の危機という3つの危機に対し「事業拠点再構築計画」の実践等を通じて改善に取り組んでまいりましたが、3つの危機は未だ続いている状況です。

引き続き組合員のニーズや事業・活動の課題に対応することにより農業生産基盤の維持強化、農業収入の増大、組合員との対話による事業活動の展開、経営基盤の強化等「不断の自己改革」に取り組んでまいります。なお、当事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載しております。

- ①販売チャネルの拡大と加工事業の強化による農業所得の増大
- ②生産コストの低減につながる施策の実施
- ③個別訪問により安心して営農継続できる経営の支援
- ④新規専業就農者や多様な担い手等、農業の担い手確保と育成
- ⑤重点品目、振興品目の生産量の維持拡大
- ⑥職員訪問や懇談会による対話の強化と組合員の意思反映の取り組み強化
- ⑦組合員メリットを実感できる施策によるJA活動への理解促進と共感づくり
- ⑧総合リスクマネジメントによる収益性・健全性の向上
- ⑨自ら考え行動する職員の育成
- ⑩業務執行体制の変更等によるJAを支える組織基盤の強化

法令遵守の体制

当組合は、信用事業をはじめ販売事業、指導事業、購買事業、共済事業等、様々な事業を行なっておりま
す。中でも信用事業は、業務内容やリスクが多様化・複雑化しており、当JAも金融機関の一員として徹底
した自己規律・業務運営の透明性が求められています。

このため最も重視しなければならないのは、農協法をはじめとするJAが行なう様々な事業に関連した
法令及び定款・諸規程であることを認識し、これらを遵守することが社会の一員としての責務であると考え
ております。

そこで、法令及び社会的規範の遵守については「コンプライアンス・マニュアル関係規程集」を定めると
ともに、法令等チェックリストにより組合長をはじめ全役職員が常にこのことを自覚し、職制のなかで相互
に法令遵守をチェックする体制を整えております。

【基本方針】

わたくしたちJA木曽の役職員は、協同組合原則が示す定義・価値・原則を、事業活動を通じ実践し、
地域社会の発展と協同組合組織の発展に貢献していかなければならない。そして、激的に変化する社会・
経済の潮流に対して、先人の努力に学ぶとともに、JAの組織・事業・経営に対する機能強化を常に心が
け、農家組合員の営農と生活を守るという社会的使命を実現するため、日々、JAが行なうすべての業務を
健全かつ適切な運営を確保するなかで、JA綱領が示す理念を積極的に取組みます。

個人情報保護方針

当組合は、個人情報取扱事業者に課せられる義務と責任を果たすため、個人情報保護管理者を置き、個人情報の安全管理について、内部規程、監査体制の整備等を行っています。

木曽農業協同組合個人情報保護方針

木曽農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
2. 当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業者及び委託先を適正に監督します。個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。また、当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。
5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われる場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
6. 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。
7. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。また、当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

木曽農業協同組合情報セキュリティー基本方針

木曽農業協同組合（以下、当組合という。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティーの確保と、日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティーに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティーに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティー基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティーを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティーを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティーマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以上

個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報を取得する際の利用目的（保護法第18条1項関係）

当組合の保有個人データの利用目的（保護法第24条第1項2号関係）

個人情報保護法に基づく公表事項等につきましては、JA木曽のホームページ（<http://www.ja-kiso.ijian.or.jp/>）をご覧ください。

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧説と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供したりするなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧説は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧説が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。

貸出運営についての考え方

当組合は、組合員及び地域住民の住宅・自動車・教育等の生活資金、農業振興資金、観光をはじめとする地場企業等が必要とする事業資金、あるいは地方公共団体等の公共資金についてご利用いただいております。さらに、(株)日本政策金融公庫などの制度資金取扱いのほか、皆様のライフスタイルにあわせた各種ローンをご用意し融資の相談にお応えしております。このように地域発展に寄与することで地域金融機関としての役割を果たして行きたいと考えております。

社会的責任への取り組み

◆ 情報セキュリティーへの取組み

J Aの各組織ならびに社会からの信任を基礎とし、情報セキュリティー基本規程に基づき、顧客情報及びJA木曽の情報資産の改ざん・破壊・盗聴・漏えい等の不正行為や災害から保護し「機密性」「完全性」「可用性」を確保しています。

◆ マネー・ロンダリング（資金洗浄）への取組み

犯罪収益をあたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかけるため、その出所を隠すマネー・ロンダリングに対し次の対策を講じています。

1. JA木曽は個人・法人を問わず貯金口座開設等、一定の取引を行なうに際して、運転免許証等の公的書類の提示を受ける等の方法により、利用者さま等の本人特定事項を確認させていただきます。
2. JA木曽は組織的犯罪処罰法に基づき「疑わしい取引」が行なわれた場合には、速やかに長野県知事に届出します。

◆ 反社会的勢力への対応

J A木曽は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備しています。

1. JA木曽は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。警察・財団法人暴力追放推進センター・弁護士など、外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。
2. JA木曽は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。疑わしい取引については、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

◆ 環境にやさしい農業への取組み

J A木曽は、環境にやさしい農業の実現のために次の事を実行しています。

1. 不要農薬や廃プラスチックの回収をすすめ安全に処理をしています。
2. 輪作体系の実施による農薬や化学肥料を減量した、環境にやさしい栽培をすすめています。
3. 完熟有機堆肥の生産を行い、化学肥料の使用を抑制しています。

◆ 苦情処理への取組み

J A木曽は、組合員をはじめ利用者の声を誠実に受け止めます。

【苦情処理対応部署】

本所企画管理部リスク管理課

☎0264-22-2128（全事業対象）

J Aバンク相談所

☎03-6837-1359（信用事業専門）

◆ コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）への取組み

J Aのコンピュータシステムが不慮の災害や事故、あるいは障害等により重大な損害を被り業務の遂行が困難になった場合に、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を行なうための対策を講じています。

JAバンク基本方針に基づく「JAバンクシステム」

◆JAバンク基本方針について

「JAバンク基本方針」には、信頼性確保のための破綻未然防止策や、良質で高度な金融サービスの提供を行なうための事業推進等に関し、「JAバンクシステム」として、農協信用事業系統が一体となって取組むべき事項を定めています。

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しかできなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022年3月末現在で4,627億円となっています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022年3月末における残高は1,652億円となっています。

◆ 破綻未然防止システムについて

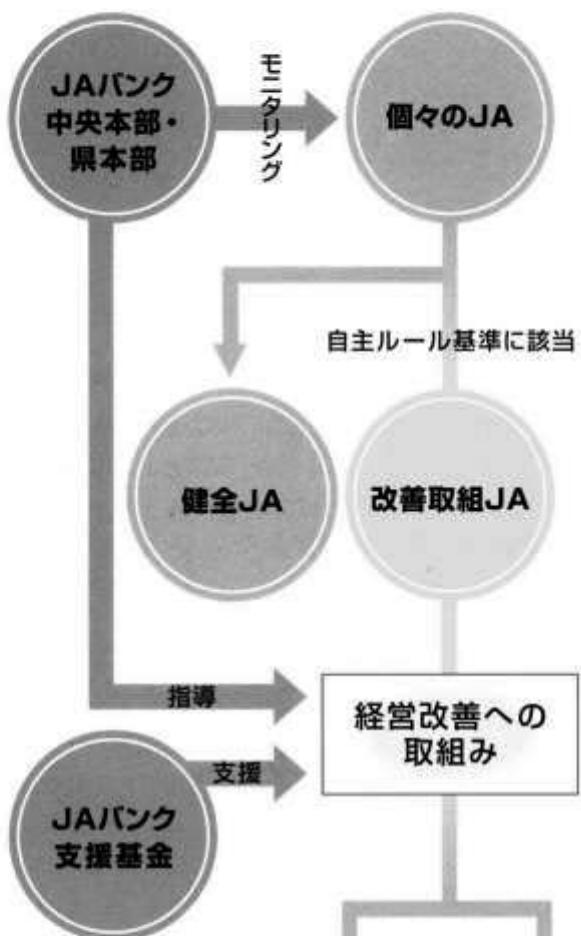
JAバンク全体で経営の健全性を確保し、組合員・利用者の皆様に一層の「安心」をお届けします。

破綻未然防止システムのポイント

POINT 1

経営状況のチェック (モニタリング)

個々のJAの財務状況、業務体制などについてチェック(モニタリング)を行い、問題点の早期発見に取り組んでいます。モニタリングは、農林中金に設置された「JAバンク中央本部」と信連に設置された「JAバンク県本部」が行います。



POINT 2

経営改善への取組み

モニタリングの結果「自主ルール基準」に該当するJAは、この状況に応じた一定の資金運用制限も行いつつ、経営改善への取組みを行います。JAバンク中央本部・県本部は、関係団体と連携しその取組みを強力にサポートします。

POINT 3

JAバンク支援基金によるサポート

「自主ルール基準」に基づき経営改善への取組みや事業運営形態の見直し(事業譲渡、合併など)を行うJAには、新たに設置した「JAバンク支援基金(JAバンク支援協会)」が必要なサポート(資本注入や資金援助など)を行います。

リスク管理体制

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

■ リスク管理体制

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については本所に審査課を設置し、各事業部と連携を図りながら与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーションル・リスク管理

オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

■ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所等のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の概要

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（月～金 9時～17時）

北部支所 0264-36-2027 中部支所 0264-22-2220
南部支所 0264-55-2185 南木曽金融店 0264-57-2032

上記支所のほか下記の窓口でも受け付けます。

J A バンク相談・苦情等受付窓口（本所金融共済部）

電話番号：0264-22-2773

電子メール：kinyu03@kis.nnn-ja.or.jp

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口またはJA/バンク相談所（一般社団法人JA/バンク・JFマリンバンク相談所、（電話：03-6837-1359）にお申しください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立てるこども可能です。なお、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続きを進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等で利用できます。

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jbai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただけか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇金融円滑化にかかる基本方針

当JAは協同組織金融機関として、「金融業務の公共性に鑑み、利用者保護を確保しながら金融の円滑化を図る」ことを、地域金融機関としての存在意義、および社会的責任と認識しています。

今般の「中小企業等金融円滑化法」の施行にともない、農業をはじめ中小企業および住宅ローンをお借入のお客様からのご相談に対し、適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

1. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの特性や事業の状況ならびに財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。

3. 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地元経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換を行い、連携を図るよう努めます。
6. 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1)組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2)信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3)本所及び各事業部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各事業部における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

業務・事務の効率化への取り組み

当組合は、信頼され安心してお取引できる金融機関を目指して、業務・事務の効率化に向けて取組んでいます。

- 銀行、ゆうちょ銀行、コンビニエンス・ストアーなどに設置された銀行ATMなどでも現金引出しできるキャッシュサービス、パソコン・携帯電話から残高照会や振込・振替が行えるインターネットバンキングなど、サービス向上に努めています。
- より信頼される金融機関を目指して、内部牽制機能充実をはかるため、内部管理態勢にかかる指導基準・体制整備基準に基づき店舗機能見直しと涉外体制の充実により職員配置の効率化をはかり、地域利用者の利便性の維持に取組んでいます。
- 各種信用業務に関わる研修会に参加して、JA職員としての専門知識習得と資質向上に努めています。
- ICキャッシュカード生体認証対応機能を全ATMに装備して、安全・安心をお届けしています。

農業振興活動

- 地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組む情報を含む）

- (1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

当組合では「金融円滑化に関する基本方針」を制定し、お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組み支援を行っております。

- (2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

本所及び各事業部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各事業部における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。

- (3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

当組合の営農部門とも連携し、経営相談等を行う体制を整備しております。

- (4) 担保・保証に過度に依存しない融資等の取り組み

当組合では、組合員・利用者の経営状況及び将来性を踏まえ、不動産担保又は個人保証に過度に依存しない融資相談に取り組みます。

- (5) 担い手の経営のライフステージに応じた担い手支援

経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組み支援を行っております。

- (6) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

金融円滑化に関する基本方針に基づき、これまでに当組合が支援した実績は36件となっております。

- 農業生産力の維持に向けた取り組み

農業生産法人「(株) JAファームきそ」の農作業受託等により農家負担軽減を支援しました。

- 農業祭の開催、地産地消、食育への取り組み

新型コロナ感染症対策として中止していたJA感謝祭を3年ぶりに開催しました。

地産地消の活動として、木曽地域内で生産された玄米の約24トンを保育園・学校給食にご利用頂くなど、独自米取扱い数量3,534袋（約106トン）により地産地消に取り組みました。

J Aバンク食農教育事業として管内小学校にオリジナル教材本を贈呈しました。

コロナ禍によって機会は減少したものの小中学校生徒の地元野菜についての勉強会など延べ7回の食農教育に協力しました。

管内の全ての子ども園保育園に木曽で生産したこだわりのトマト約36kgを贈呈し子ども達に地元野菜のおいしさを知ってもらう取り組みをしました。

准組合員を対象とした「とうもろこし収穫体験会」を開催し、管内の家族4組13人が参加しました。

地域貢献情報

○ 全般に関する事項

当組合は、木曽郡及び塩尻市木曽平沢、賀川、奈良井地区を事業区域とし、農業者を中心として地域住民の皆様が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆様方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの事業活動を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

○ 地域からの資金調達の状況

地域の皆様からお預かりした貯金・積金の残高は、今年度末において70,367百万円となっております。当組合では、県下統一商品として退職金専用定期貯金「GOGO人生」、年金受給者・予約者専用定期貯金「虎の子」、長野県の農・食をキーワードにした懸賞品付定期貯金「SLOW風土」等を取り扱い、オリジナル商品として、年金友の会会員向け「まごころ定期貯金」等幅広い商品を募集しております。

皆様からお預かりする資金につきましては、金利面や特典面によりご満足いただけるよう心がけております。

○ 地域への資金供給の状況

地域の皆様への貸出金の残高は、今年度末において8,813百万円となっております。この内訳は、組合員等への資金供給4,764百万円、地方公共団体等2,531百万円、その他1,516百万円です。

新型コロナ感染症対応資金として77百万円資金供給し、地域の生活や事業の支援を行いました。

地域農業者等の資金ニーズにあわせ、農業施設の建設、農業器具機械の購入資金に対応する農業近代化資金などの制度融資や農業経営の安定を目的とした営農資金等、農業経営向上のため幅広い資金対応を行っております。また、県下統一ローンのほか、農協独自要綱による資金を用意し、地域住民の皆様の生活の向上に貢献できるよう努めています。

○ 文化的・社会的貢献に関する事項

地域文化との係わりとして、地域行事への参画、農業体験など農業を通じた地域との交流を積極的に行っております。また、木曽に明るい話題をもたらす活躍をされた、地元出身力士御嶽海闘へ農産物を贈呈し応援しました。

また、年金受給者を対象に「年金友の会」を組織し、マレットゴルフ大会、スマート教室、こんにゃく作り講習会等を開催するなど、地域の皆様の繋がりに役立てるような活動を行っております。

大規模災害等に対応するための事業継続計画（BCP）を策定し、姉妹提携先のJAあいち知多と「災害時相互支援に関する協定」を締結しています。大災害発生時に支援しあうことで、応急対策を素早く行います。

今後も引き続き、地域の皆様に貢献できるよう広報誌などを通じた情報提供に心がけ、さらには支所の充実をはかることにより、より一層の地域貢献ができるよう努めてまいります。

JA木曽の事業のご案内

JA木曽では、地域の皆さまの暮らしに役立つ事業を行っておりますので、お気軽にご利用下さい。

信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

◆貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。また、公共料金、都道府県税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◆貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

◆為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取扱いしています。

◆サービス・その他

当組合では、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取扱いしています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取扱い、全国のJA ATMでの通帳記帳や貯金の出し入れが可能である他、銀行、ゆうちょ銀行、コンビニエンス・ストアーなどに設置されたATMなどでも現金引出しのできるキャッシュサービス、パソコン・携帯電話から残高照会や振込・振替が行えるインターネットバンキング、JAバンクアプリなど、いろいろなサービスに努めています。

◆お取扱商品のご案内◆

主な貯金

貯金の種類		特 色	期 間	預入金額
総合口座	普通貯金	<ul style="list-style-type: none"> 普通貯金と定期貯金との組合せ口座 有利な定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を1冊の通帳にセットした貯金です。もし、普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の90%（最高300万円）まで自動的にご用立て致します。 ご用立ての際の利率は、お預け入れ定期貯金の利率に0.5%を加えた利率となります。 （定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります） 	期間の制限はありません。	1円以上
定期貯金	期日指定定期貯金	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利で1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。 	最長3年	1円以上 300万円未満
定期貯金	大口定期貯金	<ul style="list-style-type: none"> 金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、確定利回りで運用できます。 満期前利息分割受取型も選択できます。（大口定期貯金） 	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円以上
	スーパー定期			1円以上
積立型貯金	変動金利定期貯金	<ul style="list-style-type: none"> 金利は市場実勢を参考にして決定されますが、6ヶ月ごとに金利がその時点の金利動向により変更されます。 	2・3年	1円以上
	定期積金	<ul style="list-style-type: none"> 毎月一定額のお積立てで、生活設計にあわせ無理のない資金づくりができます。金利は自由金利です。 	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上
	積立式定期貯金（エンドレス型）	<ul style="list-style-type: none"> 毎月のお積立てでは、期日指定定期貯金で有利に増やします。積立期間は自由でイザというときには一部のお支払い機能もあります。 	自由	1円以上
財形貯金	積立式定期貯金（満期型）	<ul style="list-style-type: none"> 毎月のお積立てで、生活設計にあわせ無理のない資金づくりができます。 	6ヶ月以上 10年以内	1円以上
	一般財形貯金	<ul style="list-style-type: none"> お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによるお積立てとなります。 	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	<ul style="list-style-type: none"> 退職後の生活に備えて資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、住宅財形とあわせて550万円まで非課税の特典が受けられます。 	5年以上 (据置期間6ヶ月以上5年以内)	1円以上
財形貯金	財形住宅貯金	<ul style="list-style-type: none"> マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金とあわせて550万円まで非課税の特典が受けられます。 	5年以上	1円以上
	当座貯金	<ul style="list-style-type: none"> 安全便利な小切手・手形をご利用いただけます。 	期間の制限はありません。	1円以上
	普通貯金	<ul style="list-style-type: none"> おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。 	期間の制限はありません。	1円以上
決済用貯金	決済用貯金	<ul style="list-style-type: none"> 無利息・要求払い・決済サービスの貯金です。 貯金保険制度による全額保護の対象となっております。 	期間の制限はありません。	1円以上
	貯蓄貯金一般口	<ul style="list-style-type: none"> 有利な金利で増やしながら、普通貯金のように必要な時に自由にお引き出しただける新しいタイプの貯金です。 	期間の制限はありません。	1円以上
通知貯金	通知貯金	<ul style="list-style-type: none"> 1週間以上の短期のお預け入れご利用いただけます。 	7日以上	50,000円以上
	納税準備貯金	<ul style="list-style-type: none"> 税金の納付に備えるための貯金です。 	入金はいつでも	1円以上
譲渡性貯金（NCD）		<ul style="list-style-type: none"> 大口資金の運用に適しています。また、満期日前に譲渡できます。 	2週間以上 5年以内	1,000万円以上

主な取扱いローン

(1) 住宅関連ローン

ローンの種類		お使いみち	ご融資金額	返済期間	返済方法	担保・保証
住宅ローン	固定金利型	住宅の新築・増改築資金や土地・建売住宅・マンション・中古住宅の購入資金などにご利用いただけます。	1億円以内	40年以内	元利均等返済 元金均等返済 (ボーナス時の 増額返済も可)	担保：土地・建物 保証：長野県農業信用基金協会、全国保証（株）、協同住宅ローン（株）
	変動金利型				元利均等返済 元金均等返済 (ボーナス時の 増額返済も可)	
	固定金利期間選択型				元利均等返済 元金均等返済 (ボーナス時の 増額返済も可)	
リフォームローン		住宅の増改築・修理・内外装・造園・門・塀などの建築資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	元利均等返済 元金均等返済 (ボーナス時の 増額返済も可)	担保：原則として必要ありません 保証：長野県農業信用基金協会

(2) その他ローン

ローンの種類		お使いみち	ご融資金額	返済期間	返済方法	担保・保証		
教育ローン	固定金利型	入学金・授業料・学費及び生活資金にご利用いただけます。（変動金利の場合、適用利率は一定基準にしたがって自動的に変更されます。）	1,000万円以内	15年以内	元利均等返済 (ボーナス時の 増額返済も可)	担保：必要ありません 保証：長野県農業信用基金協会		
	変動金利型							
マイカーローン	固定金利型	車の購入はもちろん車検・カレージの購入・免許証の取得など車のことなら何でもご利用いただけます。（変動金利の場合、適用利率は一定基準にしたがって自動的に変更されます。）	1,000万円以内	10年以内				
	変動金利型							
農機ハウスローン		農機具、パイプハウス等資材購入・修理時等にご利用いただけます。	1,800万円以内	10年以内	農産物販売代金等貯金口座より、ご返済	指定口座 入金により隨時返済と約定返済		
農業経営ローン（ゆたか）		農業経営に必要な運転資金としてご利用いただけます。	1,000万円以内	1年以内				
カードローンLip		生活に必要な資金にご利用いただけます。（負債整理資金・事業資金は除きます。）	50万円以内	2年以内 (自動更新)				

信販保証 JA個人ローンのご案内

ローンの種類	お使いみち	ご融資金額	返済期間	担保・保証
カーローン	マイカー購入資金（中古車含む）及び購入時の関連資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	据置期間を含め6ヶ月以上15年以内（ただし、お借換えの場合は、既に返済済みの期間を含めて10年以内）	
教育ローン	入学金・授業料等（前期+後期分 1年ごとの申込み）・アパートの礼金・敷金の当初契約時必要月数以内の必要な資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年10ヵ月以内	担保：必要ありません 保証：ジャックス（株）、三菱UFJニコス（株）
当座貸越型教育ローン	教育資金が必要な都度、お申込額範囲内で繰り返しご利用いただけます。	700万円以内	ご融資金額に応じた一定額を毎月お支払いいただきます。	
リフォームローン	住宅の増改築費用・住宅設備機器の購入資金にご利用いただけます。	1,500万円以内	20年以内	

各種制度資金

農村の生活・生産基盤の整備拡充を目指した長期で低利な資金をご融資するため、各制度資金の取扱いを行っております。

◆制度資金取扱窓口として、主に次の各機関のお取扱いをしております。

金融機関等	資金名
農業制度資金	農業改良資金・農業近代化資金・農業経営改善促進資金（スーパーS資金）・就農支援資金 農業経営負担軽減支援資金 等
株式会社日本政策金融公庫	農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金・農業経営基盤強化資金（スーパーJ資金） 経営体育成文化資金・農業経営維持安定資金・中山間地域活性化資金・教育資金 等
各町村	小規模農業及び商工資金・下水道整備資金・住宅資金等の各行政補助資金・教育資金 等
住宅金融支援機構	災害復興住宅融資金 等

証券

◆国債および投資信託のお取扱い

新窓販国債・個人向け国債・投資信託の窓口販売の取扱いをしております。

※投資信託の窓口販売の取扱いは本所のみとなります。

その他商品・サービス

項目	内容
JAキャッシュサービス	JA木曽のキャッシュカードにより、全国のJA・ゆうちょ銀行・セブン銀行等のATM（現金自動預入支払機）で現金のお引き出し、ご入金、残高照会ができます。また、これ以外の銀行、信用金庫等のATMで現金のお引き出しが可能です。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金・配当金などお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取りに出かけられる手間も省け、期日忘れの心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、高校授業料、水道料など、普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払い致しますので振込、払い込みのわずらしさがなくなります。
JAカード (クレジットカード)	お買物、ご旅行、お食事など、お客様のサインひとつでお支払いが可能です。また、ETCや公共料金等の決済用としてもお使い戴けます。お金が必要なときはキャッシュサービスも受けられる便利なカードです。
定期振込サービス	定期的に同一のお振込みをお客様が行なう場合、振込先の登録を行い振込票の作成を致します。お客様は金額欄を記入するだけで、他の記入が不要になり大変便利です。
総合振込サービス	お客様より電子データにてお振込をご依頼いただくことにより、複数のお振込を自動的かつスマートに行うことができます。
口座振替サービス	お客様からのご依頼データにより、自動的に口座振替ご契約先口座より振替を行いますので、集金等の手間がなくなります。
デビットカード	JAキャッシュカードでご自分の貯金残高の範囲内でお買物ができます。現金を引き出す手間が省けスピード決済されますので、使いすぎの心配がなく安心です。
JAネットバンク	インターネットに接続されているパソコン、携帯電話からアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスが24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。
JAバンクアプリ	アプリをダウンロードして簡単登録。いつでもすばやく口座残高のチェックや明細の照会ができるサービスです。アプリのサービス画面からJAネットバンクにアクセスできます。

共 濟 事 業

共済の種類	特 色	主な引受基準
医 療 共 済	<p>日帰り入院からまとまった一時金が受取れる医療保障です。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用ができます。</p> <p>① 共済期間は10年・80歳・終身から選べます。 ② 共済金の取り回数を1回型・4回型・7回型から選べます。 ③ 手術・放射線治療・先進医療・入院時諸費用の保障や健康で一時金のお支払いがなかった場合に祝金が受取れるプランも選べます。</p>	<p>★共済金額 通算最高限度額 60万円 ★先進医療共済金 通算最高限度額 2,000万円</p>
終 身 共 済	<p>一生涯を保障する共済です。働き盛りには保障を厚くするなど、ライフスタイルにあわせた設計ができます。</p> <p>① 働き盛りには大きな保障と、一生涯続く確かな保障 ② 後遺障害や重度の要介護状態になられた場合の保障 ③ 災害で後遺障害が残った場合の保障</p>	<p>★共済金額 通算最高限度額 5億円 ★災害給付金額 通算最高限度額 1,000万円 (災害給付保障を付加した場合) ★災害死亡割増金 通算最高限度額 2億円 (災害割増保障を付加した場合)</p>
養 老 生 命 共 済	<p>加入から満期（契約満了）までの一定期間を保障する共済で、満時に満期共済金がお受取りになります。</p> <p>① 満期共済金の30倍まで保障 ② 後遺障害や重度の要介護状態になられた場合の保障 ③ 災害で後遺障害が残った場合の保障</p>	<p>★共済金額 引受最高限度額 1,000万円</p>
こ ど も 共 済	<p>お子さまの教育資金の備えと万一保障を備えた共済です。「貯蓄性」や「保障の充実性」などニーズにあわせて保障をお選びいただけます。</p> <p>① お子さまの入学金や大学進学資金の準備ができます。 (入学祝金プラン、大学進学プラン、中学校進学プラン、高校進学プラン) ② 親（契約者）が万が一のときも進学を手厚くサポート</p>	<p>★共済金額 引受最高限度額 3,000万円</p>
介 護 共 済	<p>一生涯にわたる介護の不安に備えた共済です。</p> <p>① 公的介護保険で「要介護2～5」に認定された時に共済金をお支払いします。 ② 所定の「重度要介護状態」になった時に共済金をお支払いします。</p>	<p>★共済金額 引受最高限度額 3,000万円</p>
年 金 共 済	<p>公的年金制度の補完機能としての高齢化社会にあわせた共済です。</p> <p>① 生涯にわたって受取りできる制度と一定期間に受取りできる制度があります。（終身年金型・定期年金型） ② 割戻金は、年金額の増額となります。 ③ 年金額が増える楽しみがあります。 ④ 税制適格特約付きプランにご加入の場合、所得控除が受けられます。</p>	<p>★共済金額 引受最高限度額 3,000万円</p>
建 物 更 生 共 済 マ イ 家 財	<p>火災・自然災害・地震による、建物や家財家具等の損害を幅広く保障する共済です。</p> <p>① 火災などで全損したとき 火災共済金+費用共済金 ② 自然災害での全損のとき 火災共済金+費用共済金 ③ 地震などの場合 火災共済金の1/2 ④ 自然災害・火災により死亡・ケガをした場合の保障 ⑤ 契約期間満了時には満期共済金が受け取れます。</p>	<p>★火災共済金額 引受最高限度額 5億円 (住宅物件の場合) ※物件ごと再取得価額・時価額など加入方法が異なります。</p>
生 活 障 害 共 済	<p>病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備える共済です。</p> <p>① 身体の障害状態を幅広く保障 ② 公的年金制度に連動し、身体障害者手帳の1級から4級を保障 ③ ニーズに合わせてプランを選択（一時金型・定期年金型）</p>	<p>★共済金額 引受最高限度額 一時金型 3,000万円 定期年金型 360万円</p>

(注) 引受基準は、条件・種類・加入年齢等により変わります。詳しくは、各支所へご相談下さい。

共済の種類	特　　色	主な引受基準										
特定重度疾病共済	<p>三大疾病をはじめとする生活習慣病を幅広く保障し、治療にかかる様々な経済的負担に備えられる共済です。</p> <p>①「がん」「心・血管疾患」「脳血管疾患」「その他の習慣病」を幅広く保障 ②共済期間を通じてそれぞれ1回、最大4回お支払い可能なため合併症にも対応できます。</p>	★共済金額 引受最高限度額 1,000万円										
がん共済	<p>「生きる」を応援する充実のがん保障です。</p> <p>①上皮内がんを含む様々な「がん」、脳腫瘍の治療を一生涯保障 ②「がん」診断時や再発時、長期治療のとき、まとまった共済金を受け取れます。(がん診断共済金・がん治療共済金) ③入院・手術はもちろん、放射線治療も保障 ④全額自己負担となる先進医療の技術料を保障(先進医療保障を付加した場合)</p>	★がん入院共済金額 通算最高限度額(日額) 40,000円 ※不担保期間 契約日より90日										
自動車共済 自賠責共済	<p>自動車事故・災害に備える共済です。自賠責共済は、今日ドライバーは必ず加入しなければならない、法で定められた強制保険です。</p> <p>① 自賠責共済セット割引等の各種割引制度等の充実 ② 自動車共済安心センターによるフォロー ③ 夜間・休日はフリーダイヤルで事故受付とアドバイス</p>	★共済金額 引受最高限度額 <table> <tr> <td>対人賠償</td> <td>無制限</td> </tr> <tr> <td>対物賠償</td> <td>無制限</td> </tr> <tr> <td>搭乗者傷害死亡</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>車両</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>人身傷害</td> <td>無制限</td> </tr> </table>	対人賠償	無制限	対物賠償	無制限	搭乗者傷害死亡	1,000万円	車両	3,000万円	人身傷害	無制限
対人賠償	無制限											
対物賠償	無制限											
搭乗者傷害死亡	1,000万円											
車両	3,000万円											
人身傷害	無制限											
傷害共済	<p>日常生活の中での災害・損害に備える共済です。</p> <p>① 普通傷害共済 交通事故やその他不慮の事故での死亡・負傷への備え ② 農作業中傷害共済 本人・家族・雇用者の農作業による災害への備え ③ 就業中傷害共済 事業所等会社・団体職員の就業中の災害への備え ④ ボランティア活動共済 ボランティア活動中の事故への備え ⑤ 特定農機具傷害共済 トラクターなどの農機具による災害への備え ⑥ 臨時作業傷害共游 共同作業・短期的雇用者の作業中の災害への備え ⑦ 交通事故傷害共済 自動車・電車・飛行機・歩行中などの災害への備え ⑧ 旅行傷害共済 旅行中の事故・災害への備え ⑨ イベント傷害共済 学校・JA等団体の行うイベント災害への備え ⑩ 学校管理下外傷害共済 児童生徒が学校管理下外の時・場所での災害への備え ⑪ 福祉事業就業中傷害共済・福祉事業利用者傷害共済 福祉事業の従事者・利用者がその事業に従事ならびに利用しているときに生じる災害への備え</p>	★通算引受最高限度額 死亡共済金額・入院共済金額・通院共済金額は、傷害共済種類により異なります。 ★災害による入院・通院は1日でも保障 ★10名以上は、団体割引あり										
火災共済	建物や家具家財への火災や落雷・破裂・爆発・自動車の追突や、暴動・盗難による毀損などによる損害に備える共済です。	★共済金額 最高共済引受額 6,000万円 (時価額まで)										

(注) 引受基準は、条件・種類・加入年齢等により変わります。詳しくは、各支所へご相談下さい。

購 買 事 業

事 業 の 種 類	主な取扱品目	事 業 内 容
生 産 資 材 供 給	肥料、農薬、農具、生産資材 出荷資材、園芸資材、種苗 畜産資材、素牛	①定期的な予約注文により利用者に宅配 ②店舗により販売 ③生産指導員による巡回指導及び研修会の実施
農 機 整 備 ・ 供 給	農機具全般	専任整備担当による整備と供給、軽トラ斡旋
園 芸 セ ル タ ー (グリーンファームきそ)	園芸資材全般 種苗・花・花木	①園芸用品各種販売 ②園芸用品各種販売
生 活 用 品 の 供 給	生活用品各種、耐久資材 食品各種	①定期的な予約注文により宅配 ②店舗により販売
燃 料 供 給	石油類(ガソリン、軽油、灯油等) 自動車用品	①給油所における販売 ②灯油の宅配(定期配送システムあり)
ホーミュエネルギーの供給	LPG、ガス器具、JAでんき	①LPGの供給と保安点検の実施 ②家庭向け電力の供給
食 材 の 宅 配	週2回 食材の供給	①健康・安全・新鮮なメニューによる食品宅配
住 宅 改 善 事 業	住宅建設・改修・設備設置 浄化槽・下水道関連工事	①住宅改修について専門担当による相談窓口あり ②工事の設計監理と工事施工
葬 祭 事 業 (JA虹のホールきそ)	通夜・葬儀告別式・各種ご法要・出張葬 多目的ホール	①専門スタッフによる24時間体制での葬儀対応 ②各種会合に対応

福 祉 ・ 介 護 事 業

事 業 内 容	摘 要
介護用品の相談と斡旋	介護センター又は支所へご相談下さい。

医 療 事 業

事 業 内 容	摘 要
訪問歯科診療と外来歯科診療	歯科診療所へご相談下さい。

観 光 事 業

事 業 内 容	摘 要
農協観光株式会社との連携による旅行企画・斡旋 地域内民宿の紹介等	本所農業生活部又は各支所へご相談下さい。

主な手数料

※ 各手数料にはいずれも消費税・地方消費税を含んでおります。

貯金関連手数料

令和5年2月末

(1) 当JAのATM利用手数料（1回につき）

キャッシュカードの種類	利用時間帯			手数料
JAのカード (県内JAのカード)	平 日	お引出し	08:45 ~ 19:00	無 料
		ご入金	08:45 ~ 19:00	
	土日祝日	お引出し	09:00 ~ 19:00	
		ご入金	09:00 ~ 19:00	
県外JAのカード	平 日	お引出し	08:45 ~ 19:00	無 料
		ご入金	08:45 ~ 19:00	
	土日祝日	お引出し	09:00 ~ 17:00	
		ご入金	09:00 ~ 17:00	
JFマリンバンクのカード	平 日	お引出し	08:45 ~ 19:00	無 料
		お引出し	09:00 ~ 17:00	
三菱UFJ銀行のカード	平日	お引出し	08:45 ~ 18:00	無 料
		18:00 ~ 19:00	110円	
提携金融機関のカード	土日祝日	お引出し	09:00 ~ 17:00	110円
		08:45 ~ 18:00	110円	
	平 日	18:00 ~ 19:00	220円	220円
		09:00 ~ 17:00	220円	

(2) 再発行手数料

種類	内容	手数料
通帳	1冊当たり	1,100円
証書	1枚当たり	1,100円
キャッシュカード	1枚当たり	1,100円

(3) その他の手数料

種類	内容	手数料
小切手	50枚/冊	990円
自己宛小切手	1枚あたり	550円
約束手形	25枚/冊	660円
マル専口座開設	1口座あたり	3,300円
マル専手形	1枚あたり	550円

※小切手・約束手形手数料については、署名鑑印刷なしの場合。

※標記手数料には、いずれも消費税・地方消費税が含まれています。

為替手数料

令和5年2月末

(1) 送金手数料 (1件につき)

送金の種類	手数料
県内JAあて	440円
県外JA及び他行あて	660円

(2) 振込手数料 (1件につき)

振込みの種類	金額の区分	手数料
窓口ご利用	自JA 同一店舗内あて	なし 110円
	自JA・県内JAあて	3万円未満 220円
		3万円以上 440円
	県外JA・他行あて	3万円未満 550円
		3万円以上 770円
自動送金サービスご利用	自JA・県内外JAあて	3万円未満 220円
		3万円以上 440円
	他行あて	3万円未満 550円
		3万円以上 770円
ATMご利用	自JA・県内外JAあて	3万円未満 110円
		3万円以上 330円
	他行あて	3万円未満 440円
		3万円以上 660円
アンサー・ネットバンクご利用	自JA・県内外JAあて	3万円未満 110円
		3万円以上 220円
	他行あて	3万円未満 220円
		3万円以上 440円

(3) 代金取扱手数料 (1通につき)

取扱の種類	手数料	
	普通扱い	至急扱い
自JA及び県内JAあて		440円
県外JA及び他行あて	660円	880円

(4) その他の諸手数料 (1件あるいは1通につき)

種類	手数料
送金・振込組戻料	660円
不渡手形返却・取扱手形組戻・取扱手形店頭呈示料	660円

その他の主な手数料

令和5年2月末

種類	内 容			手数料
残高証明書発行手数料	1通につき			自動発行440円 都度発行660円
自動送金サービス	申込手数料	1申込あたり		110円
	取扱手数料	1回あたり (このほかに振込手数料がかかります)		無料
口座振替手数料	口座振替契約に基づくもの一般1回1件			110円
集金手数料 ※(注)	日掛貯金先	(1回)		550円
	大口貯金先	(1回)		1,100円
両替手数料	1~200枚	201~400枚	401~500枚	501~1000枚 1,001枚以上
	無料	110円	220円	330円 千枚ごとに330円を加算
媒体持込手数料 (口座振替・振込)	紙媒体・FD・DVD等 (1回1ファイルあたり)			5,500円
取引印照会 (貯金照会)	1件			1,100円
未利用口座管理手数料	年間			1,320円
夜間金庫使用料	月額			2,200円

※標記手数料には、いずれも消費税・地方消費税が含まれています。

※(注)集金手数料については、お取引状況等により個別設定させて戴く場合もあります。

JA木曽の組織

組合員数

令和5年2月末現在 (単位:人、団体)

資 格		令和3年度末	令和4年度末	増 減
正組員	個 人	3,059	2,955	△104
	農事組合法人	6	6	-
	その 他 法 人	-	-	-
	計	3,065	2,961	△104
准組員	個 人	6,231	6,138	△93
	農業協同組合	-	-	-
	農事組合法人	46	47	1
	その 他 団 体	48	48	-
	計	6,325	6,233	△92
合 計		9,390	9,194	△196

組合員組織の状況

令和5年2月末現在

1 本所

組 織 名	構 成 員 人 数
畜 産 生 産 部 会	73
野 菜 生 産 部 会	121
菌 床 き の こ 生 産 部 会	2
花 卉 生 産 部 会	37
とまと生産振興部会	8
J A 木 曽 生 産 者 直 売 部 会	77
梅 生 産 部 会	15
南 木 曽 町 茶 業 振 興 会	100
J A 木 曽 女 性 部	399
J A 木 曽 日 義 青 年 部	48
J A 木 曽 民 宿 部 会	21
J A 木 曽 年 金 友 の 会 協 議 会	4,763
合 計	5,664

(注) 上記には、各支所に支部のある組織があります。

役員

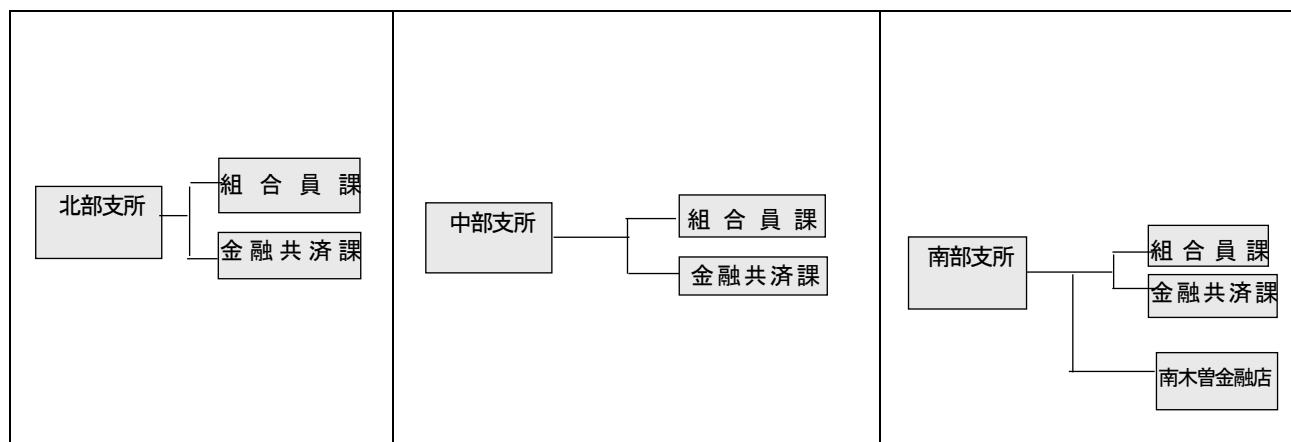
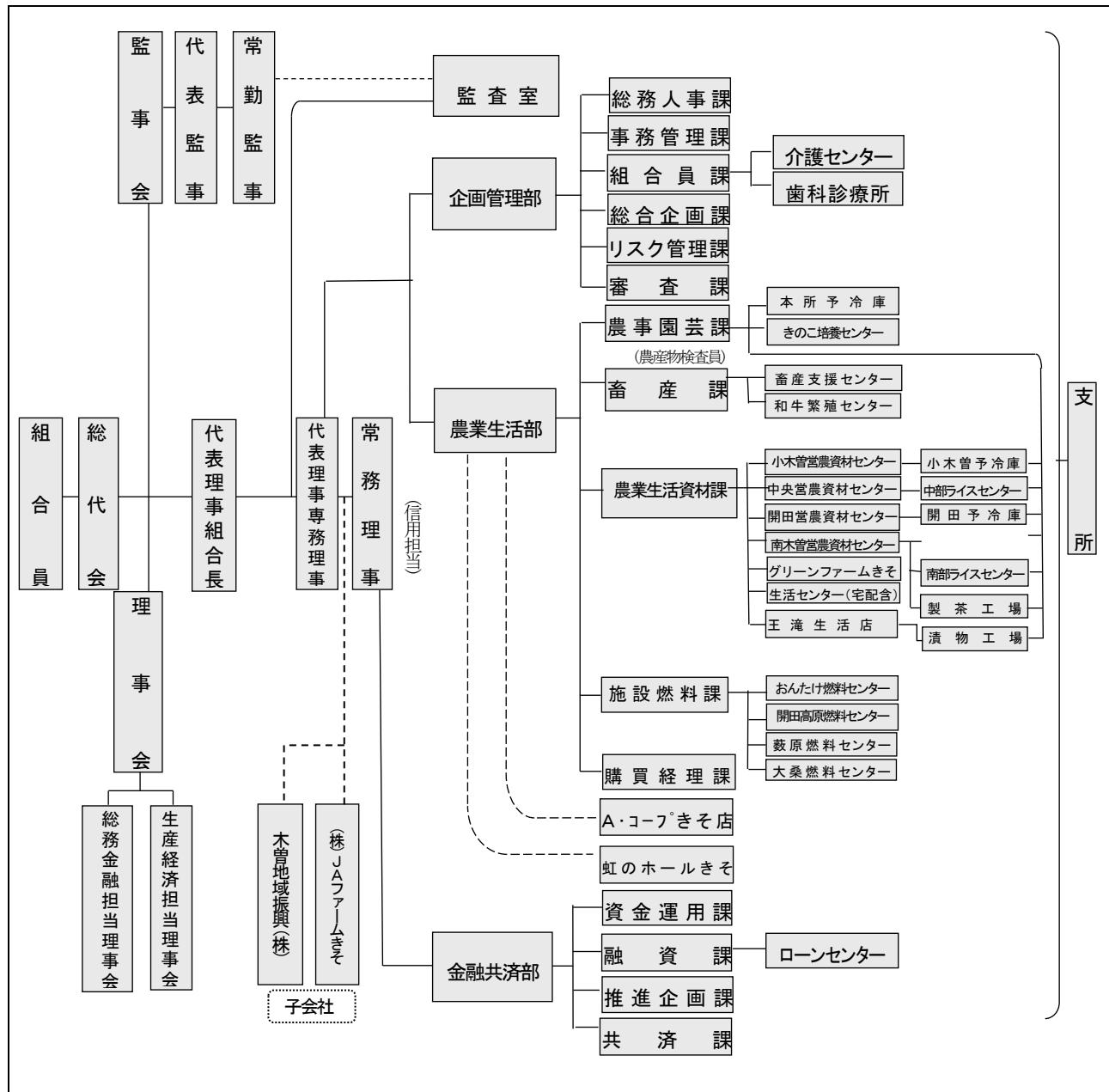
令和5年2月末

役職名	氏名	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	田屋万芳	有	
代表理事専務理事	青木一孝	//	
常務理事	亀子宗樹	無	実務精通・信用担当
理事	小嶋正則	//	
//	寺平暁夫	//	
//	征矢野隆夫	//	
//	山下清人	//	
//	志水敏春	//	
//	原保弘	//	
//	細尾正	//	
//	新井光一	//	
//	久保寺益美	//	女性
//	棚垣外健	//	
//	片田恵	//	
代表監事	鎌亮治	一	
常勤監事	高樋昌憲	一	実務精通
監事	中村裕子	一	女性
//	大畠哲也	一	
//	尾崎利輝	一	
員外監事	原卓男	一	

職員の内訳

令和5年2月末 (単位:人)

区分	令和3年度末			令和4年度末		
	男	女	計	男	女	計
参考	—	—	—	—	—	—
一般職員	85	57	142	62	44	106
営農技術員	7	2	9	6	2	8
生活指導員	—	2	2	—	1	1
合計	92	61	153	68	47	115



会計監査人の名称

みのり監査法人（令和5年2月現在） 所在地 東京都港区芝

特定信用事業代理業者の状況

該当がありません。

地区および店舗一覧

地 区

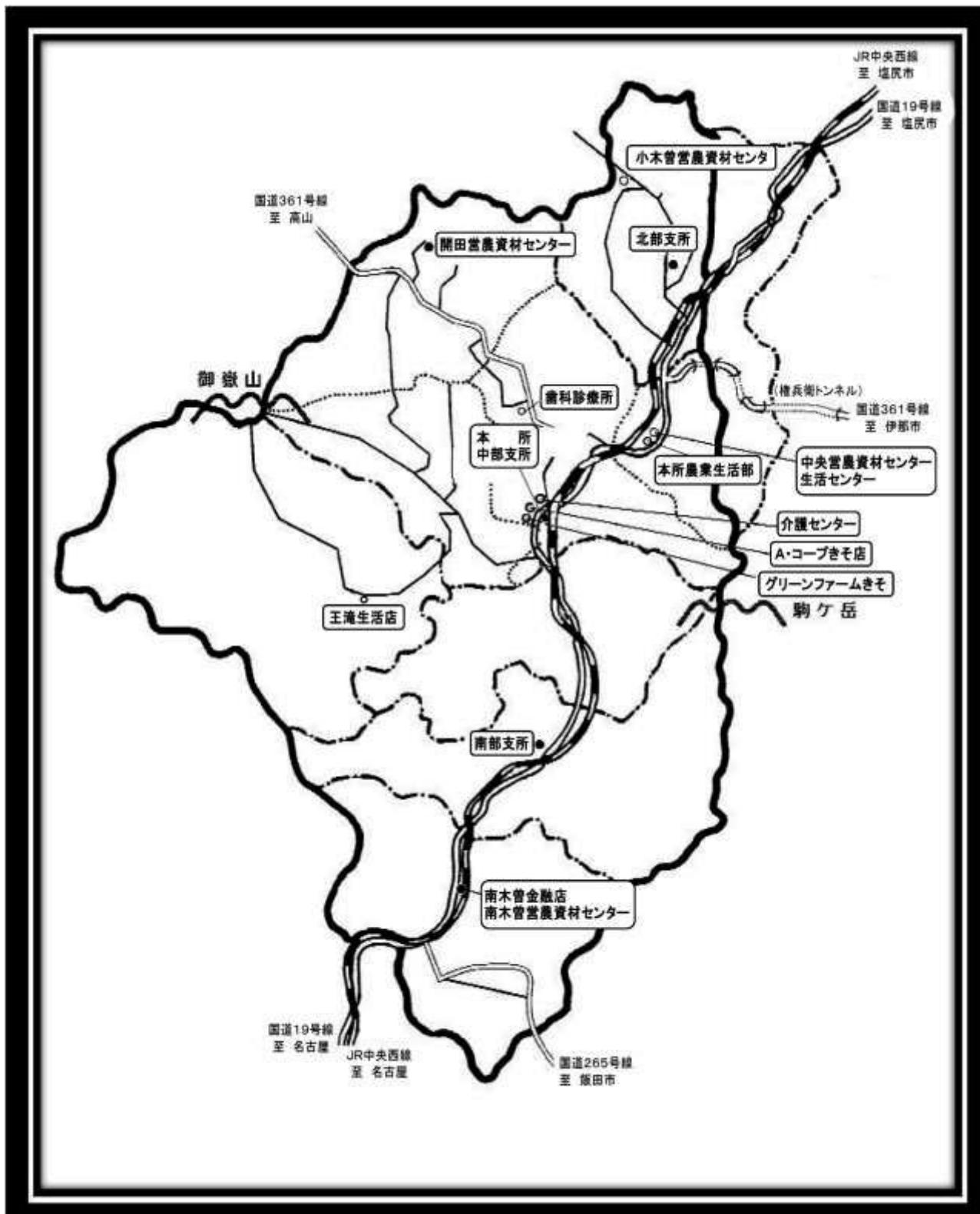
J A木曽は、木曽郡及び塩尻市大字賀川、塩尻市大字木曽平沢、塩尻市大字奈良井を地区としています。

店舗一覧

令和5年2月末

店舗名	郵便番号	住所	電話番号	ATM
本 所	397-0001	木曽町福島2800	(0264) 22-2128	
本所（農業生活部）	397-0001	木曽町日義4613	22-2647	
北 部 支 所	399-6201	木祖村大字數原1191-36	36-2027	1
中 部 支 所	397-0001	木曽町福島2800	22-2220	1
南 部 支 所	399-5503	大桑村大字長野2981-6	55-2185	
南 木 曽 金 融 店	399-5301	南木曽町読書和合3645-24	57-2032	1
その他事業所	A・コープきそ	木曽町福島2872	23-3271	1
	おんたけ燃料センター	木曽町福島3804-2	22-3150	
	薮原燃料センター	木祖村大字數原189-1	36-2017	
	大桑燃料センター	大桑村大字野尻160-46	55-2403	
	開田高原燃料センター	木曽町開田高原末川2697-15	42-3636	1
	小木曽営農資材センター	木祖村大字小木曽4007	36-2045	
	中央営農資材センター	木曽町日義4613	24-2555	1
	開田営農資材センター	木曽町開田高原西野2760	44-2001	
	南木曽営農資材センター	南木曽町読書和合3645-24	57-2032	
	生活センター	木曽町日義4613	23-2112	
	グリーンファームきそ	木曽町福島2876-4	22-3061	
	王滝生活店	王滝村2891-1	48-2121	
	介護センター	木曽町福島2863-4	21-2113	
	歯科診療所	木曽町新開5317	27-6111	
	J A虹のホールきそ	木曽町福島6448-1	23-2513	

JA木曽の店舗



JA木曽の沿革・歩み

- 昭和40年 5月 西筑摩郡内（榎川・宮ノ越・原野・上田・黒川・開田・三岳・南木曽・山口）の9農協が合併して、西筑摩郡農協が発足
- 昭和49年 3月 木曽郡下（木曽郡・木祖村・福島町・王滝村・上松町・大桑村）の6農協が合併して、木曽農協が発足
- 6月 農協婦人部設立、そ菜生産部会設立
- 8月 酪農・和牛生産部会設立、和牛婦人部設立
- 11月 上松町事業所竣工、酪農生産部会青年部部会設立
- 12月 養蚕生産部会設立
- 昭和51年12月 中央店・中央倉庫竣工
- 昭和52年11月 大桑村事業所竣工
- 昭和53年 8月 木祖村予冷庫竣工
- 9月 第1回木曽郡畜産共進会
- 12月 日義村事業所竣工
- 昭和54年11月 第1回農協祭開催
- 昭和55年 5月 中央店購買車基地竣工
- 昭和56年 2月 木曽郡畜産生産者大会開催
- 4月 民宿部会設立
- 昭和57年 5月 荒茶工場（南木曽）竣工、生乳処理場/バルククーラー竣工
- 8月 事業所・支所を支所・出張所に名称変更、「農信社」の権利義務承継
- 昭和58年 3月 開田村予冷庫竣工、大桑村オガコセンター竣工
- 4月 稚蚕共同飼育所竣工（南木曽町田立）
- 昭和58年 8月 現金自動支払機を中央店に設置
- 10月 合併10年記念 仔牛共進会・歌謡ショー開催
- 昭和59年 1月 合併10年記念 貯蓄300億円達成
- 6月 現金自動支払機を木祖村・上松町・大桑村支所に設置
- 8月 全国銀行内国為替制度加入
- 9月 木曽農協地震対策本部設置（県西部附地震）
- 昭和60年 4月 榎川村支所改築
- 7月 常滑市農協（愛知県）と姉妹提携調印
- 10月 王滝村支所竣工
- 昭和61年12月 南木曽町支所竣工、水田農業確立対策推進対策協議会設立
- 昭和62年 6月 国債懲役取扱い力認可
- 9月 現金自動支払機を王滝村支所に設置、木曽農協振替クラブ設立
- 昭和63年 3月 農産物輸入自由化阻止中信大会開催、大桑村指定金融機関に指定
- 10月 現金自動支払機が県内オンライン提携
- 11月 京都市より野菜供給優良产地表彰
- 平成 元年 2月 信用事業の土曜日業務休業実施
- 4月 生産資材店舗（グリーンセンター）オープン、南部ライスセンター竣工
- 10月 中部食材センター業務開始、現金自動支払機を三岳村支所に設置
- 野菜生産部会が日本農業賞長野県表彰受賞
- 12月 金融事業優績全国表彰受賞
- 平成 2年 2月 酪農ヘルパー利用組合設立
- 6月 畜産物特別販売施設「グルメリアきらく」オープン
- 経済連牧場開場（三岳村）、きのこ培養センター竣工（日義村）
- 平成 3年 4月 野菜出荷貯蔵施設竣工（木祖村）
- 平成 3年 6月 愛称を「JA木曽」に改名
- 平成 4年 8月 開田村野菜予冷庫竣工
- 12月 開田高原給油所竣工
- 平成 5年 2月 生活総合センター「A・コープきそ店」竣工
- 8月 JA木曽貯金残高550億円達成
- 平成 5年11月 介護用品取扱相談を開始
- 12月 信州博にて木曽特產品販売、水稻異常気象対策会議開催
- 平成 6年 3月 現金自動預入払出機（ATM）をA・コープきそ店に設置
- 平成 7年11月 JA木曽貯金残高610億円達成
- 平成 8年 2月 田立製茶工場機械竣工式
- 3月 「JA木曽こだま会」発足

4月	木曽農業フォーラム開催
8月	J A木曽婦人部 総会にて「J A木曽女性部」に改名
平成 9年 9月	木曽産米「初恋」販売開始 CS(集乳場) 閉所
平成10年 4月	生産資材流通センター竣工と業務開始
11月	全国和牛共進会に3頭出場、第1回美の祭典開催(南木曽町支所)
平成11年 6月	J A木曽サンデーバンキング開始 (A c o o p きそ店、木祖村・南木曽町支所)
平成12年 4月	経済連三岳牧場畜舎竣工、グルメリアきらく開業10周年記念式典
7月	J A木曽合併25周年記念式典、2000年問題対応
8月	J A木曽介護センター開所式
10月	指定在宅介護支援事業開始
	J Aあいち知多との姉妹提携開式
平成13年 3月	木曽産米「ともえちゃん」販売開始・まごころ宅配スタート
平成14年 1月	J Aあいち知多アグリタウン・オープンに農産物販売 木曽アグリネット開局式
12月	BSE対策全国集会開催
平成15年 2月	第8回全国和牛能力共進会に出場
11月	J A木曽組合員組織全体集会開催、J A木曽健康セミナー開催
平成16年11月	原野農協青年部創立50周年記念式典
12月	おんたけ燃料センター竣工
平成17年 2月	「はくさいづくり50周年」記念大会開催
3月	J A木曽合併30周年記念式典、畜産総合施設竣工式(木祖村)
平成18年 4月	行政合併により旧山口村が岐阜県中津川市へ統合
5月	長野県JA新勘定システム(Comp a s s - J A)稼動
10月	「グリーンファームきそ」オープン
平成19年 4月	新信用システム(J A S T E M)稼動
平成19年10月	J A木曽権川支所店舗移転
平成20年 9月	J A木曽山口支所の廃止
	全国和牛共進会に3頭出場、上位入賞
平成21年 4月	木曽福島支所移転 「くらしの相談室」「ローンセンター」開設、土日相談体制スタート
	歯科診療所開設
平成22年 2月	信州フラー品評会にて、アルストロメリア農林水産大臣賞受賞
4月	長野県中央家畜市場スタート
平成23年 4月	おんたけSS・全農長野畜司経営化
平成24年 4月	A・コープきそリニューアルオープン
10月	J A虹のホール竣工式
11月	木祖支所新店舗オープン
平成25年 4月	和牛繁殖センター竣工式
平成26年 3月	子会社「(株) J Aファームきそ」設立
平成27年 1月	J A木曽合併40周年記念組合員組織全体集会
4月	A・コープきそ店、(株)長野県A・コープへ移行
10月	中信地区JA主催による大相撲松本場所開催
平成28年 4月	改正農協法施行
平成29年 2月	J A S T E M・O T M機設置
7月	イントラPCをシンクライアントシステムへ移行
12月	生産資材システム2011導入
平成30年 11月	組合員組織全体集会開催
令和 元年 7月	大桑支所新店舗オープン
11月	臨時総代会開催
令和 2年 10月	拠点再構築により、勘定統合
	木祖支所を北陪支所、木曽福島支所を中部支所、大桑支所を南部支所へ名称変更
令和 3年 3月	小木曽営農資材センター・中央営農資材センター・南木曽営農資材センターを設置
令和 3年10月	本所・中陪支所新事務所開所、樋川支所と北陪支所統合、日義・三岳・開田支所と中部支所統合
	開田営農資材センター設置
令和 4年 3月	上松支所と玉瀬支所を中部支所統合、南木曽支所を南部支所へ統合し南木曽金融店へ名称変更
	グリーンファーム店リニューアルオープン
令和 4年11月	本所農業生活部移転

資料編

貸借対照表	(令和4年度) (令和3年度)	37
損益計算書	(令和4年度) (令和3年度)	38
注記表	(令和4年度) (令和3年度)	39
剰余金処分計算書	(令和4年度) (令和3年度)	47
部門別損益計算書	(令和4年度)	48
部門別損益計算書	(令和3年度)	49
経費の内訳		50
財務諸表の正確性等にかかる確認		51
会計監査人の監査		51
自己資本の充実の状況		52
自己資本比率の状況		52
自己資本の構成に関する事項		53
自己資本の充実度に関する事項		54
信用リスクに関する事項		56
信用リスク削減手法に関する事項		58
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項		59
証券化エクスポージャーに関する事項		59
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項		59
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項		60
金利リスクに関する事項		60
信用事業取扱実績等		62
貯金		62
貸出金		63
有価証券		66
為替業務等		67
平均残高・利回り等		67
共済事業取扱実績等		70
経済事業取扱実績等		71
連結情報		73
組合及びその子会社等の概況に関する事項		73
組合及びその子会社等の主要な事業に関する事項を連結したもの		74
直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項及び連結したもの		75
連結貸借対照表	(令和4年度) (令和3年度)	75
連結損益計算書	(令和4年度) (令和3年度)	76
連結剰余金計算書	(令和4年度) (令和3年度)	77
連結注記表	(令和4年度) (令和3年度)	78
連結の範囲に関する事項		87
連結自己資本の充実の状況		87
連結自己資本の充実度に関する事項		88
信用リスクに関する事項		90
信用リスク削減手法に関する事項		92
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項		92
証券化エクスポージャーに関する事項		92
オペレーション・リスクに関する事項		92
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項		92
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項		93
金利リスクに関する事項		93

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和4年度 (令和5年2月28日 現在)	令和3年度 (令和4年2月28日 現在)	科 目	令和4年度 (令和5年2月28日 現在)	令和3年度 (令和4年2月28日 現在)
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	70474548	70295353	1 信用事業負債	70579481	70463326
(1)現金	338599	372897	(1)貯金	70367301	70222745
(2)預金	58737340	60422336	(2)借入金	1219	1,866
系統預金	58237827	60422321	(3)その他の信用事業負債	210961	238715
系統外預金	500013	14	未払費用	16373	17634
(3)有価証券	2589209	1,725822	その他の負債	194588	221080
国債	2589209	1,725822	2 共済事業資産	245901	238619
地方債	—	—	(1)共済資金	149759	139173
社債	—	—	(2)未経過共済付加収入	92760	94682
(4)貸上金	8813441	7,787,724	(3)共済未払費用	3328	3845
(5)その他の信用事業資産	53963	50464	(4)その他の共済事業負債	52	917
未収収益	45795	38736	3 経済事業資産	89962	97,183
その他の資産	8168	11,728	(1)経済事業未払金	82637	88318
(6)貸倒引当金	△58506	△63892	(2)経済受托債務	539	726
2 共済事業資産	23433	24,704	(3)その他の経済事業負債	6,784	8137
(1)その他の共済事業資産	23433	24,704	4 雑負債	101,292	65,995
3 経済事業資産	354,005	355,296	(1)未法人税等	1,336	1,496
(1)経済事業未収金	207,879	198,126	(2)資産除去債務	3,456	3,456
(2)経済強制権	5,412	6,494	(3)その他の負債	96,499	61,042
(3)棚卸資産	108,934	120,847	5 諸引当金	227,775	256,322
購買品	81,655	83,132	(1)賞与引当金	45,058	19,337
その他の棚卸資産	27,278	37,714	(2)退職給付引当金	162,335	195,733
(4)その他の経済事業資産	41,040	39,389	(3)役員退職慰労引当金	20,382	41,251
(5)貸倒引当金	△9,260	△9,570	6 繰延税金負債	—	—
4 雜資産	321,586	409,903	負 債 の 部 合 計	71,244,412	71,121,447
(1)雑資産	321,586	409,903	(純 資 産 の 部)		
5 固定資産	1,104,143	1,160,528	1 組合員資本	4,293,581	4,258,321
(1)有形固定資産	1,103,674	1,159,911	(1)出資金	869,190	887,872
建物	2438214	2431,461	(2)利益剰余金	3,435,996	3,384,652
構築物	243,053	242,939	利益準備金	1,190,000	1,170,000
機械装置	223,812	218,962	その他利益剰余金	2,245,996	2,214,652
土地	117,042	120,270	教育積立金	185,000	185,000
その他の有形固定資産	522,606	516,207	健康・福利積立金	365,000	365,000
減価償却累計額	△2441,055	△2,369,930	情動積立金	181,000	181,000
(2)無形固定資産	469	617	事業勘定積立金	800,000	790,000
その他の無形固定資産	469	617	施設設備積立金	427,849	427,849
6 外部出資	3,078,302	3,057,349	指導・新規開拓積立金	32,259	32,259
(1)外部出資	3,078,302	3,057,349	税効果調整積立金	98,976	91,244
系統出資	288,344	281,1654	当期末引当金	155,912	142,300
系統外出資	234,095	234,095	(うち当期引当金)	(48,426)	(64,734)
子会社等出資	5,862	11,600	(会計方針の変更による累計勘定額)	(2,917)	—
7 繰延税金資産	98,976	98,712	(3)処分未済持分	△11,605	△14,203
			2 評価・換算差額等	△82,998	22,069
			(1)その他有価証券評価差額金	△82,998	22,069
			純 資 産 の 部 合 計	4,210,583	4,280,391
資産の部合計	75,454,996	75,401,839	負債及び純資産の部合計	75,454,996	75,401,839

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度 (令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで)	令和3年度 (令和3年3月1日から 令和4年2月28日まで)	科 目	令和4年度 (令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで)	令和3年度 (令和3年3月1日から 令和4年2月28日まで)
1. 事業収益	1,093,789	1,161,770	(15) 旅行事業収益	1	5
事業収益	2499,369	2873,523	(16) 旅行事業費用	—	—
事業費用	1,405,579	1,711,753	旅行事業絶損益	1	5
(1) 信用事業収益	548,423	534,844	(17) 歯科診療事業収益	36,017	32,580
資金運用収益	505,910	491,388	(18) 歯科診療事業費用	33,530	31,004
(うち預金利息)	(291,096)	(293,081)	歯科診療事業絶損益	2,487	1,575
(うち有価証券利息)	(26,512)	(19,317)	(19) 介護保険事業収益	49,497	49,421
(うち貸出金利息)	(94,472)	(91,923)	(20) 介護保険事業費用	35,388	36,614
(うちその他受入利息)	(93,830)	(87,066)	介護保険事業絶損益	14,109	12,807
役員報酬等収益	33,453	30,605	(21) その他経営事業収益	559	466
その他事業販売収益	—	—	(22) その他経営事業費用	—	△7,800
その他の営業収益	9,059	12,850	(うち貸倒引当金戻入益)	(+)	(△7,800)
(2) 信用事業費用	97,906	55,338	その他経営事業絶損益	559	8,266
資金調達費用	8,652	9,515	(23) 指導事業収入	12,507	7,946
(うち貯金利息)	(8,444)	(9,274)	(24) 指導事業費用	17,150	16,633
(うち給付補算給付金線入)	(152)	(180)	指導事業収支差額	△4,643	△8,686
(うち借入金利息)	(31)	(58)	2. 事業管理費	1,071,818	1,178,388
(うちその他支払利息)	(24)	(1)	(1) 人件費	802,076	881,235
役員報酬等費用	11,516	12,359	(2) 營業費	67,685	74,682
その他の経常費用	77,737	33,463	(3) 諸税負担金	36,295	38,873
(うち貸倒引当金戻入益)	(△5,386)	(△52,569)	(4) 旅費	158,280	174,452
信用事業絶損益	450,516	479,506	(5) その他事業管理費	7,480	9,145
(3) 共済事業収益	370,277	413,130	事業利益	21,971	△16,618
共済助成収入	347,071	383,728	3. 事業外収益	113,566	121,690
その他の収益	23,206	29,401	(1) 受取利息	1,371	1,523
(4) 共済事業費用	23,530	29,628	(2) 受取貸倒引当金	46,607	46,228
共済保全費	12,674	15,753	(3) 貢貢料	1,662	1,903
その他の費用	10,855	13,875	(4) 償却債権回収益	199	120
共済事業絶損益	346,747	383,501	(5) Aコープ関連収益	53,105	52,914
(5) 購買事業収益	1,402,435	1,706,143	(6) 雑収入	10,619	19,001
購買品供給高	1,332,299	1,668,810	4. 事業外費用	47,233	50,062
購買手数料	31,670	—	(1) 寄付金	9	67
修理サービス料	2,709	2,025	(2) Aコープ関連費用	32,251	31,602
その他の収益	35,756	35,306	(3) 雑損失	14,972	18,392
(6) 購買事業費用	1,154,141	1,473,419	経常損益	88,304	55,009
購買品供給原価	1,039,201	1,360,461	5. 特別損益	3,919	4,541
購買品供給費	95,895	100,499	(1) 固定資産処分益	1,519	4,541
その他の費用	19,044	12,458	(2) 一般勘定	2,400	—
(うち貸倒引当金戻入益)	(△344)	(△8,402)	6. 特別損失	35,402	9,226
購買事業絶損益	248,293	232,724	(1) 固定資産処分損	1,790	9,226
(7) 販売事業収益	44,811	52,486	(2) 固定資産仕入賃員	2,400	—
販売品引当高	5,838	7,066	(3) 減徴費失	4,072	—
販売手数料	26,666	30,405	(4) 退職者報酬算定金	27,139	—
その他の収益	12,307	15,015	7. 税引前当期純利益	56,822	50,324
(8) 販売事業費用	7,426	8,329	法人税・住民税及び事業税	1,336	1,496
販売品引当原価	4,992	6,016	法人税等調整額	7,059	△15,906
販売費	2,302	2,382	法人税等合計	8,395	△14,410
その他の費用	130	△68	当期純損益	48,426	64,734
(うち貸倒引当金戻入益)	(+)	(△117)	当期純損益	96,393	77,565
(うち貸倒引当金戻入益額)	(29)	(+)	会計方針の変更による累積的影響額	2,917	—
販売事業絶損益	37,385	44,156	過去処理後当期純損益	99,310	—
(9) 保管事業収益	458	519	税効果調整額算定期間	8,174	—
(10) 保管事業費用	369	263	当期末処分損益	155,912	142,300
保管事業絶損益	89	255			
(11) 加工事業収益	13,860	10,736			
(12) 加工事業費用	12,739	10,122			
加工事業絶損益	1,121	614			
(13) 利用事業収益	106,191	115,972			
(14) 利用事業費用	109,069	108,928			
利用事業絶損益	△2,878	7,044			

注記表

令和4年度	令和3年度
<p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 有価証券（株式や債券の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法</p> <ul style="list-style-type: none">① 満期保有目的の債券 …… 債却原価法(定額法)② 子会社株式 …… 移動平均法による原価法③ その他有価証券<ul style="list-style-type: none">・ 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)・ 時価のないもの：移動平均法による原価法	<p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 有価証券（株式や債券の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法</p> <ul style="list-style-type: none">① 満期保有目的の債券 …… 債却原価法(定額法)② 子会社株式 …… 移動平均法による原価法③ その他有価証券<ul style="list-style-type: none">・ 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)・ 時価のないもの：移動平均法による原価法
<p>(2) 業務用資産の評価基準及び評価方法</p> <ul style="list-style-type: none">① 購買品（生産資材・燃料等） …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）② 購買品（農機具等） …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）③ 購買品（小売店舗品・部品等） …… 売価還元法による低価法④ その他の業務用資産（半製品、仕掛品） …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）⑤ その他の業務用資産（耕作家畜） …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）	<p>(2) 業務用資産の評価基準及び評価方法</p> <ul style="list-style-type: none">① 購買品（生産資材・燃料等） …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）② 購買品（農機具等） …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）③ 購買品（小売店舗品・部品等） …… 売価還元法による低価法④ その他の業務用資産（半製品、仕掛品） …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）⑤ その他の業務用資産（耕作家畜） …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
<p>(3) 固定資産の減価償却の方法</p> <ul style="list-style-type: none">① 有形固定資産<ul style="list-style-type: none">定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。	<p>(3) 固定資産の減価償却の方法</p> <ul style="list-style-type: none">① 有形固定資産<ul style="list-style-type: none">定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
<p>(4) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理財務及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況ございかが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破継懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破継懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、算定しております。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しております。</p>	<p>(4) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理財務及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況ございかが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破継懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破継懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。また、5,000千円以下の債権については、過去の一定期間ににおける貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。</p> <p>上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、算定しております。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しております。</p>
<p>(5) 賞与引当金</p> <p>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p>	<p>(5) 賞与引当金</p> <p>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p>
<p>(6) 退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p>	<p>(6) 退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p>
<p>(7) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末支給額を計上しています。</p>	<p>(7) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末支給額を計上しています。</p>
<p>(8) 収益及び費用の計上基準</p> <p>収益認識基準</p> <p>当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支払が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると</p>	

令和4年度

見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

③ 利用事業

畜産支援センター・和牛繁殖センター・ライスセンター・育苗センター・保冷庫等の共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

④ 介護保険事業

要介護者及び一般の方を対象とした介護用品の貸与・販売等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

⑤ 歯科診療事業

通常の歯科診療に加えて、訪問診療による高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点での収益を認識しております。

(9) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(10) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(11) その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内培附引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間附引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内培附引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内培附益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購入手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II会計方針の変更に関する注記

(1) 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支受け利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 代理人引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支受けしていない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受取先（仕入元）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

② LPGガスに関する収益認識

購買事業におけるLPGガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に蓄積した利用者の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積りて認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当事業年度の期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、利益剰余金の当事業年度の期首残高は、2,917千円増加しております。また、当事業年度の事業収益が335,255千円、事業費用が335,132千円、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が123千円それぞれ減少しております。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定期会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定期会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日

令和3年度

(8) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(9) 事業別収益・事業別費用の内培附引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間附引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内培附引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内培附益を除去した額を記載しております。

(10) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

令和4年度

日) 第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 104,898千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年2月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積りしております。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けています。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮引戻額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は226,419千円であり、その内訳は、次のとおりです。

種類	圧縮引戻額
建物	134,669千円
構築物	7,558千円
機械装置	71,180千円
土地	8,546千円
その他の有形固定資産	4,464千円

(2) 担保に供している資産

定期預金1,525,000千円を為替決済の担保に、定期預金12,050千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 17,199千円
子会社等に対する金銭債務の総額 10,323千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 一千円
理事、監事に対する金銭債務の総額 一千円

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号木(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準する債権額は82,427千円、危険債権額は72,879千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準する債権とは、破産手続開始後、更生手続開始後、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状況及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準する債権を除く）。債務のうち、三月以上延滞債権は該当ありません。貸出条件緩和債権は該当ありません。なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は155,306千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金空額の金額です。

V 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	17,434千円
うち事業取引高	17,434千円
うち事業取引以外の取引高	- 千円
子会社等との取引による費用総額	13,697千円
うち事業取引高	2,306千円
うち事業取引以外の取引高	11,391千円

令和3年度

III 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 113,652千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年2月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積りしております。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けています。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮引戻額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は224,019千円であり、その内訳は、次のとおりです。

種類	圧縮引戻額
建物	134,669千円
構築物	7,558千円
機械装置	68,780千円
土地	8,546千円
その他の有形固定資産	4,464千円

(2) 担保に供している資産

定期預金1,525,000千円を為替決済の担保に、定期預金12,050千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 18,513千円
子会社等に対する金銭債務の総額 12,151千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 一千円
理事、監事に対する金銭債務の総額 一千円

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、確定先債権額は4,149千円です。延滞債権額は138,153千円です。なお、確定先債権とは、元本又は利息の支払いの届延が相当期間繼續していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未回収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未回収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。また、延滞債権とは、未回収利息不計上貸出金であって、確定先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で確定先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は63千円です。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で確定先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。確定先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権の合計額は142,366千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金空額の金額です。

VI 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	22,422千円
うち事業取引高	22,202千円
うち事業取引以外の取引高	220千円
子会社等との取引による費用総額	11,691千円
うち事業取引高	1,195千円
うち事業取引以外の取引高	10,496千円

(2) 減損損失に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、投資の意思決定を行う単位として場所別の管理会計上の区分を基本にグループ化を実施した結果、信用・共済事業は支所単位に、独立して立地している生活関連施設（王道店・給油所・介護センター・歯科診療所）は店舗・施設ごとに、組合事業の運営を外部に委託する目的で賃貸している資産（虹のホール・Aコープきそ店・家畜市場）については施設ごとに、それぞれ一般資産としてグループ化しています。

本所は、支所・店舗・各拠点を即ちおよび統括することにより、各事業が相互にキャッシュ・フローの生成に寄与しており、全事業・拠点などの一般資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられることから、共用資産と認識しております。

農業関連施設（營農資材センター・グリーンファームきそ店・ライスセンターぐ育苗施設含む）・畜産施設（製茶工場・予冷庫・凍物工場）は、施設利用を通じて農業生産販売活動に関与することで組合員による組合事業利用を促進し、組合全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、組合全体の共用資産としています。また、同種類の農業関連施設も、当該地域の生産者のみが利用する前提ではなく、機関別に分化されているため組合全体の共用資産としています。なお、支所と併設している店舗・施設については、支所・施設と一体的な事業運営を行っておりキャッシュ・フローの相互補完性があることから、支所に含めグループ化しています。賃貸資産および遊休資産は物件ごとにグループ化しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下の通りです。

資産名	用途	種類
旧本所事務所	遊休	土地・建物

(2) 減損損失の認識に至った経緯

旧本所は、農業生活部移転（令和4年11月14日）完了により遊休状態となり、今後、事業資産として使用する見込みがなく解体に向けた検討を開始しており、また、遊休資産として早期取扱い対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

資産名	合計	建物	土地
旧本所事務所	4,072	844	3,227
合計	4,072	844	3,227

(4) 回収可能価額の算定方法

旧本所固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税額に基づき算定されております。

VI 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取扱方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付し、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を徹底に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

b) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っている

VI 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取扱方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付し、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を徹底に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

b) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っている

令和4年度

かどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い 経営層に報告しています。
(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が34,846千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

d) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に付けるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格かない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	58,737,840	58,724,606	△13,234
有価証券			
満期保有目的の債券	996,109	1,041,900	45,790
その他有価証券	1,593,100	1,593,100	—
貸出金			
貸倒引当金（※1）	881,3441	—	
貸倒引当金部除外	△58,506		
	8,754,935	8,727,564	△27,371
資産計	70,081,986	70,087,170	5,184
貯金	70,367,301	70,339,489	△27,811
負債計	70,367,301	70,339,489	△27,811

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b) 有価証券及び外埠出資

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

c) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

令和3年度

かどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い 経営層に報告しています。
(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%下落したものと想定した場合には、経済価値が22,726千円増加するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

d) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に付けるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格かない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	60,422,336	60,422,779	442
有価証券			
満期保有目的の債券	994,792	1,067,650	72,857
その他有価証券	731,030	731,030	—
貸出金			
貸倒引当金（※1）	7,787,724	—	
貸倒引当金部除外	△63,892		
	7,723,831	7,946,095	222,263
資産計	69,987,190	70,167,554	295,564
貯金	70,222,745	70,231,084	8,339
負債計	70,222,745	70,231,084	8,339

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を空除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b) 有価証券及び外埠出資

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

c) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として外埠出資があり、貸借対照表計上額3,057,349千円は、①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	3,078,302

令和4年度

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
預金	58237840	-	-	-	-	500000
有価証券						
満期保有目的の債券	500000	-	-	-	-	500000
その他有価証券のうち満期のあるもの	-	-	-	-	-	1,700000
貸出金（*1.2）	1,217,9936	776,420	716,283	632,562	535,144	4,896,418
合計	59,055,834	776,420	716,283	632,562	535,144	7,596,418

(*1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越291,782千円については「1年内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等38,617千円は償還の予定が見込まれないため、含めいません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
貯金（*1）	63,124,280	431,3719	209,6916	355,059	434,065	44,259
合計	63,124,280	431,3719	209,6916	355,059	434,065	44,259

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	996,109	1,041,900	45,790
合計		996,109	1,041,900	45,790

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国 債	329,190	303,030	26,159
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国 債	1,263,910	1,373,067	△109,157
合計		1,593,100	1,676,098	△82,998

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(4) 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度において、5,737千円減員処理を行っています。

子会社（木曽地曳辰興株式会社）への出資について、含み損益を考慮した実態修正を行った上で実質価額を算定した結果、当該外部出資の実質価額が取得価額に比べて著しく下落したため減員処理を行っています。

令和3年度

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
預金	60,422,336	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	500,000	-	-	-	500,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	700,000
貸出金（*1.2）	1,244,636	787,992	691,036	615,753	529,048	3,881,508
合計	61,666,972	1,287,992	691,036	615,753	529,048	5,081,508

(*1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越297,507千円については「1年内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等37,749千円は償還の予定が見込まれないため、含めいません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
貯金（*1）	62,533,798	3,525,604	3,257,106	502,643	365,484	38,107
合計	62,533,798	3,525,604	3,257,106	502,643	365,484	38,107

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	994,792	1,067,650	72,857
合計		994,792	1,067,650	72,857

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上 額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原 価又は償却原 価を超えるもの	国債	344,490	303,331	41,158
貸借対照表計上 額が取得原 価又は償却原 価を超えないもの	国債	386,540	397,190	△10,650
合計		731,030	700,521	30,508

(*1) 上記評価差額から繰延税金負債8,438千円を差し引いた額22,069千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(4) 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度において、8,999千円減員処理を行っています。

子会社（株式会社JAファームきそ）への出資について、含み損益を考慮した実態修正を行った上で実質価額を算定した結果、当該外部出資の実質価額が取得価額に比べて著しく下落したため減員処理を行っています。

令和4年度

VIII 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給付金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	195,733千円
退職給付費用	49,108千円
退職給付の支払額	△52,135千円
特定退職金共済制度への拠出金	△30,371千円
期末における退職給付引当金	162,335千円
③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	635,231千円
特定退職金共済制度	△472,896千円
未積立退職給付債務	162,335千円
退職給付引当金	162,335千円
④ 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	49,108千円
出向者による出向先負担等	△623千円
合計	48,484千円

(2) 特別業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特別年金等の業務に要する費用に充てるため抽出した特別業務負担金95,755千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来見込額は、91,318千円となっています。

IX 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	11,085千円
退職給付引当金	44,901千円
役員退任慰労引当金	5,637千円
賞与引当金	12,463千円
減損損失(償却資産)	38,333千円
減損損失(土地)	9,340千円
貸倒損失(リース権)	7,362千円
税務上の繰延欠損金	16,630千円
その他	13,048千円
繰延税金資産小計	158,803千円
評価性引当額	△53,904千円
繰延税金資産合計(A)	104,898千円
繰延税金負債	
未収預金利息	5,922千円
繰延税金負債合計(B)	5,922千円
繰延税金資産の総額(A)-(B)	98,976千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
子会社株式の減員損失	2.79%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.87%
寄付金等永久に損金に算入されない項目	5.40%
受取返品等永久に益金に算入されない項目	△11.25%
住民税等割等	2.35%
評価性引当額の増減	△15.06%
その他	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.78%

X 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記(8) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和3年度

VIII 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給付金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	216,739千円
退職給付費用	55,148千円
退職給付の支払額	△41,936千円
特定退職金共済制度への拠出金	△34,218千円
期末における退職給付引当金	195,733千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	744,615千円
特定退職金共済制度	△548,881千円
未積立退職給付債務	195,733千円
退職給付引当金	195,733千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	55,148千円
出向者による出向先負担等	△697千円
合計	54,451千円

(2) 特別業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特別年金等の業務に要する費用に充てるため抽出した特別業務負担金11,407千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来見込額は、119,383千円となっています。

IX 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	13,421千円
退職給付引当金	54,139千円
役員退任慰労引当金	11,410千円
賞与引当金	5,348千円
減損損失(償却資産)	41,621千円
減損損失(土地)	8,448千円
貸倒損失(リース権)	7,362千円
税務上の繰延欠損金	22,554千円
その他	11,806千円
繰延税金資産小計	176,112千円
評価性引当額	△62,460千円
繰延税金資産合計(A)	113,652千円
繰延税金負債	
未収預金利息	6,076千円
その他の有価証券評価差額金	8,438千円
資産除去費用	424千円
繰延税金負債合計(B)	14,939千円
繰延税金資産の総額(A)-(B)	98,712千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.88%
寄付金等永久に益金に算入されない項目	4.52%
受取返品等永久に益金に算入されない項目	△12.59%
住民税等割等	2.97%
評価性引当額の増減	△54.07%
その他	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△28.64%

X 重要な後発事象に関する注記

令和4年度以降の経営基盤強化の一環として令和4年3月28日の理事会を経て、4月より特別助成金支給による退職希望を確認し、事業管理費の削減施策を実施しております。令和4年度において、この特別助成金の支給に伴い特別損失が計上される見込みです。

XI その他の注記

令和4年度

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は3年、割引率は0.0%を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,456千円
資産除去債務発生による増加額	—
期末残高	3,456千円

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、一部施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

XI その他の注記

令和3年度

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は3年、割引率は0.0%を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,456千円
資産除去債務発生による増加額	—
期末残高	3,456千円

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、一部施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

剩余金処分計算書

令和4年度

(単位:円)

科 目	金 額
1. 当期末処分剩余金	155,912,100
2. 剰余金処分額	34,285,031
(1) 利益準備金	10,000,000
(2) 任意積立金	20,000,000
事業基盤強化積立金	20,000,000
(3) 出資配当金	4,285,031
3. 次期繙跡剰余金	121,627,069

(注) 1 出資配当は年0.5%の割合です。ただし、年度内の増資及び新加入については日割計算です。

2 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は、次の通りです。

なお、積立基準は未処分剰余金のうち利益準備金及び次期繚跡剰余金等、法で定められている必要額を控除後、必要に応じて目標額を積み立てることとしています。

3 次期繚跡剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用にあてるための繚跡5,000千円が含まれています。

令和3年度

(単位:円)

科 目	金 額
1. 当期末処分剰余金	142,300,310
2. 剰余金処分額	45,906,984
(1) 利益準備金	20,000,000
(2) 任意積立金	25,906,984
事業基盤強化積立金	10,000,000
税効果調整積立金	15,906,984
(3) 出資配当金	
3. 次期繚跡剰余金	96,393,326

(注) 1 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は、次の通りです。

なお、積立基準は未処分剰余金のうち利益準備金及び次期繚跡剰余金等、法で定められている必要額を控除後、必要に応じて目標額を積み立てることとしています。

2 次期繚跡剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用にあてるための繚跡5,000千円が含まれています。

種 類	積立目的	目標額	積立基準	取崩基準
教育積立金	JAの組合員及び役職員の教育と農業後継者の育成に資するため	3億円	各事業年度の剰余金等により積立てる。	理事会の決議等を経て取崩す。
健康・福祉積立金	JAが進める健康・福祉運動と長期的かつ体系的な関連施設整備に資するため	7億円	各事業年度の剰余金等により積立てる。	理事会の決議等を経て取崩す。
情報施設積立金	組合員に対する新しいサービスの提供並びに事業の継続性と信頼性を確保するための新たな情報化投資等への整備に資するため	2億8千万円	各事業年度の剰余金より積立てる。	理事会の決議等を経て取崩す。
事業基盤強化積立金	組合の事業の改善発達のため、新規事業開発に対する支出、会計整備・会計基準の変更に伴う支出、財務健全化を目的とした支出等に充てるため	15億円	事業基盤（経営基盤）強化に要する資金を計画的に積立てる。	理事会の決議等を経て取崩す。
施設設備積立金		5億円	施設等の取得および処分に要する資金を計画的に積立てる。	
指導、新規開発積立金		指導事業等に必要とする額	指導事業及び新規開発事業に要する資金を計画的に積立てる。	
税効果調整積立金	組合の事業の改善発達のため、繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴う繰延税金資産の取崩しにかかる支出等に充てるため	当期に発生した法人税等調整額の残高全額	当期に発生した法人税等調整額の残高全額を積立てる。	理事会の決議等を経て取崩す。

部門別損益計算書

令和4年度（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	2585,043	548,423	370,277	704,073	949,826	12,442	
事業費用 ②	1,491,253	97,906	23,530	605,961	748,464	15,390	
事業総利益 (①-②) ③	1,093,789	450,516	346,747	98,111	201,361	△2,947	
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑥)	1,071,818 (74,909) (802,076)	382,657 (26,026) (288,113)	216,470 (9,545) (174,350)	220,603 (30,199) (147,109)	206,828 (8,386) (158,064)	45,258 (751) (34,438)	
*うち共通管理費 ⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑧)		99,547 (5,668) (46,088)	55,398 (3,154) (25,648)	62,970 (3,585) (29,154)	62,707 (3,570) (29,032)	8,363 (476) (3,872)	△288,986 (△16,454) (△133,795)
事業利益 (③-④) ⑧	21,971	67,859	130,276	△122,491	△5,466	△48,206	
事業外収益 ⑨	113,566	34,363	18,988	23,307	34,036	2,870	
*うち共通分 ⑩		33,984	18,912	21,497	21,407	2,855	△98,658
事業外費用 ⑪	47,233	4,897	2,725	3,098	36,100	411	
*うち共通分 ⑫		4,896	2,724	3,097	3,084	411	△14,214
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	88,304	97,325	146,540	△102,282	△7,531	△45,747	
特別利益 ⑭	3,919	62	34	3,777	39	5	
*うち共通分 ⑮		62	34	39	39	5	△181
特別損失 ⑯	35,402	11,360	6,322	9,609	7,156	954	
*うち共通分 ⑰		11,360	6,322	7,186	7,156	954	△32,978
税込前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	56,822	86,028	140,253	△108,114	△14,648	△46,696	
営農指導事業分配額 ⑲		9,459	7,210	25,572	4,453	△46,696	
営農指導事業分配額後 税込前当期利益(⑱-⑲) ⑳	56,822	76,568	133,042	△133,686	△19,102		

*⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分です。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等（人頭割+事業管理費割（人件費を除く）+事業総利益割）÷3
- (2) 営農指導事業（農業事業関連+事業総利益割）÷2

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費	34.45	19.17	21.79	21.70	2.89	100.00
営農指導事業	20.26	15.44	54.76	9.54		100.00

上記の（部門別損益計算書の）事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益85,673千円、事業費用85,673千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しておりません。

部門別損益計算書

令和3年度（令和3年3月1日から令和4年2月28日まで）

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費
事業収益 ①	2924,252	534,844	413,130	832,034	1,136,304	7,938	
事業費用 ②	1,762,482	55,338	29,628	715,469	946,455	15,589	
事業総利益 (①-②) ③	1,161,770	479,506	383,501	116,564	189,848	△7,651	
事業管理費 (うち減価償却費⑤) (うち人件費 ⑤')	1,178,388 (73,634) (881,235)	455,158 (26,208) (346,701)	228,073 (8,232) (177,516)	239,304 (30,964) (158,495)	216,453 (7,868) (165,979)	39,398 (360) (32,542)	
*うち共通管理費 ⑥ (うち減価償却費 ⑦) (うち人件費 ⑦')		130,536 (5,303) (62,593)	71,700 (2,912) (34,380)	76,140 (3,093) (36,509)	65,804 (2,673) (31,553)	7,602 (308) (3,645)	△351,783 (△14,291) (△168,683)
事業利益 (③-④) ⑧	△166,18	24,347	155,427	△122,739	△26,604	△47,049	
事業外収益 ⑨	121,690	40,184	21,567	24,763	32,905	2,269	
*うち共通分 ⑩		38,963	21,401	22,726	19,641	2,269	△105,002
事業外費用 ⑪	50,062	7,093	3,678	3,907	34,993	390	
*うち共通分 ⑫		6,696	3,678	3,906	3,375	390	△18,047
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	55,009	57,439	173,316	△101,883	△28,691	△45,170	
特別利益 ⑭	4,541	1,083	595	2,253	546	63	
*うち共通分 ⑮		1,083	595	632	546	63	△2,920
特別損失 ⑯	9,226	3,181	1,747	2,508	1,603	185	
*うち共通分 ⑰		3,181	1,747	1,855	1,603	185	△8,573
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	50,324	55,341	172,164	△102,138	△29,749	△45,293	
営農指導事業分岐前額額 ⑲		9,197	7,262	24,999	3,833	△45,293	
営農指導事業分岐試算後 税引前当期利益(⑱-⑲) ⑳	50,324	46,143	164,901	△127,137	△33,582		

*⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分です。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等（人頭割+事業管理費割（人件費を除く）+事業総利益割）÷3
- (2) 営農指導事業（農業事業関連+事業総利益割）÷2

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費	37.11	20.38	21.64	18.71	2.16	100.00
営農指導事業	20.31	16.03	55.19	8.47		100.00

上記の（部門別損益計算書の）事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益50,729千円、事業費用50,729千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しておりません。

経費の内訳

(事業管理費の内訳)

(単位：百万円)

	令和4年度	令和3年度	増 減
人 件 費	802	881	△79
うち給与手当	592	656	△64
うち福利・厚生費	116	118	△2
うち退職給付費用	48	54	△5
うちその他人件費	44	44	0
物 件 費	269	297	△27
うち業務費	67	74	△6
うち諸税負担金	36	38	△2
うち施設費	161	174	△12
うちその他管理費	4	3	△4

財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

令和 4年3月1日から令和 5年2月28日までの事業年度における財務諸表
の適正性、および財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認しております。

令和 5 年 5 月 11 日

木曾農業協同組合

代表理事組合長

田代 五芳

代表理事専務理事（財務担当）

青木一彦

会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

自己資本の充実の状況

自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財政基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年2月末における自己資本比率は、17.71%となりました。

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	木曽農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目 に算入した額	869百万円（前年度887百万円）

当JAは、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和3年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,289	4,258
うち、出資金及び資本準備金の額	869	887
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	3,435	3,384
うち、外部流出予定額（△）	4,285	-
うち、上記以外に該当するものの額	△11	△14
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	2
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	2
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の增强に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）	4,289	4,261
コア資本調達にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（口）	0	0
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（口））	（ハ）	4,289
リスク・アセット等		4,260
信用リスク・アセットの額の合計額	21,977	22,280
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,234	2,309
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーション・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（二）	24,211	24,590
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	17.71%	17.32%

（注）

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

◆ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和3年度		
	エクスポートジャーラの期末残高 a	リスク・アセット額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポートジャーラの期末残高 a	リスク・アセット額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%
現金	336	-	-	372	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,680	-	-	1,701	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,537	-	-	2,392	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取扱業者向け	59,962	11,992	479	60,845	12,169	486
法人等向け	177	108	4	152	88	3
中小企業等向け及び個人向け	531	182	7	552	201	8
抵当権付住宅ローン	323	82	3	328	89	3
不動産取得等事業向け	50	50	2	54	54	2
三月以上延滞等	57	17	0	40	4	0
取立未済手形	6	1	0	8	1	0
信用保証協会等保証付	3,598	353	14	3,456	338	13
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済組合貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	456	456	18	462	462	18
（うち出資等のエクスポートジャーラ）	456	456	18	462	462	18
（うち重要な出資のエクスポートジャーラ）	-	-	-	-	-	-
上記以外	4,885	8,731	349	5,085	8,871	354
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートジャーラ）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポートジャーラ）	2,621	6,554	262	2,594	6,487	259
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャーラ）	99	247	9	107	268	10
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポートジャーラ）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポートジャーラ）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポートジャーラ）	2,164	1,929	77	2,383	2,115	84
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーラ	-	-	-	-	-	-
（うちルックスルーワ方式）	-	-	-	-	-	-
（うちマンデート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの割合算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートジャーラに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポートジャーラ別計	75,605	21,977	879	75,452	22,280	891
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-

中央青算機関連エクスボージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	75,605	21,977	879	75,452	22,280	891
オペレーションル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
	2,234	89	2,309	92		
所要自己資本額十	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
	24,211	968	24,590	983		

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスボージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定期限の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスボージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスボージャー、重要な出資のエクスボージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスボージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスボージャーのことです。
6. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものとは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したもののが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

◆ 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関	
株式会社格付投資情報センター（R&I）	株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）	
S&Pグローバル・レーティング（S&P）	フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◆ 信用リスクに関するエクspoージャー(地域別・業別・残存期間別)及び3月以上延滞エクspoージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和4年度				令和3年度			
		信用リスクに関するエクspoージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクspoージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
	国内	75,605	8,823	2,680	-	57	75452	7,797	1,701
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域別残高計	75,605	8,823	2,680	-	57	75452	7,797	1,701
法人	農業	18	11	-	-	7	22	13	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	0	0	-	-	-	1	1	-
	製造業	132	131	-	-	0	87	87	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	8	8	-	-	-	11	11	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通運業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	62,776	12,000	-	-	-	63,635	400	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	119	113	-	-	26	132	120	-
	日本国政府・地方公団・共団体	5,218	2,537	2,680	-	-	4,093	2,392	1,701
	上記以外	279	15	-	-	0	284	19	-
	個人	4,810	4,804	-	-	23	4,752	4,751	-
	その他	2,241	-	-	-	-	2,431	-	-
	業種別残高計	75,605	8,823	2,680	-	57	75452	7,797	1,701
	1年以下	59,120	358	502	-	60,832	386	-	-
	1年超3年以下	378	378	-	-	890	389	501	-
	3年超5年以下	798	798	-	-	736	736	-	-
	5年超7年以下	597	597	-	-	769	769	-	-
	7年超10年以下	2,061	1,564	497	-	1,774	1,277	497	-
	10年超	7,095	4,911	1,681	-	4,739	4,035	703	-
	期限の定めのないもの	5,554	214	-	-	5,709	202	-	-
	残存期間別残高計	75,605	8,823	2,680	-	75452	7,797	1,701	-

(注)

1. 信用リスクに関するエクspoージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクspoージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち、相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクspoージャーをいいます。

◆ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和4年度				令和3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	
			目的使用	その他				目的使用	その他
一般貸倒引当金	2	0	-	2	0	5	2	-	5
個別貸倒引当金	70	67	-	70	67	163	70	27	136
									70

◆ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和4年度					令和3年度					
	期首残	期中増加額	期中減少額		期末残	貸出金 償却	期首残	期中増加額	期中減少額		期末残
			目的使用	その他					目的使用	その他	
国内	70	67	-	70	67	/	163	70	27	136	70
国外	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/
地図計	70	67	-	70	67	/	163	70	27	136	70
法人	農業	8	7	-	8	7	-	45	8	26	19
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	20	19	-	20	19	-	22	20	-	22
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	25	25	-	25	25	-	71	25	-	71
	上記以外	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
個人	15	15	-	15	15	-	24	15	0	24	15
業動計	70	67	-	70	67	-	163	70	27	136	70
											27

◆ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト0%	-	5,966	5,966	-	4,908	4,908
	リスク・ウエイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	3,614	3,614	-	3,469	3,469
	リスク・ウエイト20%	-	60,174	60,174	-	60,976	60,976
	リスク・ウエイト35%	-	182	182	-	230	230
	リスク・ウエイト50%	-	337	337	-	381	381
	リスク・ウエイト75%	-	75	75	-	85	85
	リスク・ウエイト100%	-	2,526	2,526	-	2,696	2,696
	リスク・ウエイト150%	-	9	9	-	2	2
	リスク・ウエイト250%	-	2,720	2,720	-	2,702	2,702
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		-	75,605	75,605	-	75,452	75,452

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取扱い及び派生商品取扱いの与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取扱いに係るものの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

◆ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスボージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスボージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。適格金融資産担保取引とは、エクスボージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスボージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスボージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスボージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定できること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスボージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◆ 信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャーの額

(単位：百万円)

区分	令和4年度		令和3年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	13	-	14	-
中小企業等向け及び個人向け	10	313	5	336
抵当権住宅ローン	-	134	0	88
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	8	-	-
証券化	-	-	-	-
中央精算機関融通	-	-	-	-
上記以外	1	194	9	211
合計	25	650	29	636

(注)

- 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払日（約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスボージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスボージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に譲り受けた性質を有する取扱いにかかるエクスボージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際清算銀行等向け・外国の中央政府等以外の公的機関向け・国際開発銀行向け・取立て未済手形・未決済契約・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◆ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◆ 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	3,078	3,078	3,057	3,057
合 計	3,078	3,078	3,057	3,057

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◆ 出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	8

◆ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

◆ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

◆ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和3年度
ルックスルーワイドを適用するエクspoージャー	-	-
マンテート方式を適用するエクspoージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	-	-

金利リスクに関する事項

◆ 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴う損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下とのおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などをを行いリスク削減に努めています。

- 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、四半期でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVA)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- 流動性防守金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性防守金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- 流動性防守金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性防守金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- 流動性防守金への満期の割り当て方法(コア防守金モデル等)およびその前提

流動性防守金への満期の割り当て方法については、金融防守が定める保守的な前提を採用しています。

- 固定金利貸出の期限前引返済や定期防守金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前引返済や定期防守金の早期解約について考慮していません。

- 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正直を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いてスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

- 内部モデルの使用等、 ΔEVA および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク		ΔEVA		ΔNII	
項目番号		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	372	38	6	0
2	下方パラレルシフト	0	0	10	0
3	スティープ化	530	222		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	97	0		
7	最大値	530	222	10	0
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,289		4,260	

- ・「 ΔEVA 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 ΔNII 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「ステイーブ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日 時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

信用事業取扱実績

貯金

◆ 科目別貯金残高

(単位:百万円)

	令和4年度		令和3年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	40,099	56.9%	39,124	55.7%	975
当座貯金	155	0.3%	180	0.4%	△24
普通貯金	39,714	99.0%	38,720	98.9%	993
貯蓄貯金	229	0.5%	223	0.5%	5
通知貯金	-	-%	-	-%	-
定期性貯金	30,250	42.9%	31,022	44.1%	△772
定期貯金	29,762	98.3%	30,435	98.1%	△672
うち固定金利定期	29,754	99.9%	30,427	99.9%	△672
うち変動金利定期	7	0.0%	8	0.1%	0
定期積金	488	1.6%	587	1.8%	△99
その他の貯金	17	0.0%	75	0.1%	△58
譲渡性貯金	-	-%	-	-%	-
合計	70,367	100.0%	70,222	100.0%	144

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 2. 定期貯金＝定期貯金+定期積金
 3. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 4. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

◆ 科目別貯金平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度		令和3年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	40,787	56.8%	38,976	55.0%	1,811
定期性貯金	30,915	43.0%	31,802	44.8%	△887
その他の貯金	72	0.1%	81	0.1%	△9
計	71,774	100.0%	70,859	100.0%	915
譲渡性貯金	-	-%	-	-%	-
合計	71,774	100.0%	70,859	100.0%	915

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 2. 定期貯金＝定期貯金+定期積金

貸出金

◆ 科目別・貸出先別貸出金残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和3年度	増 減
手形貸付金	45	55	△10
証書貸付金	7,276	7,034	241
当座貸越	291	297	△5
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	1,200	400	800
合 計	8,813	7,787	1,025
(うち農業近代化資金)	-	-	-
(うち日本政策金融公庫資金)	1	1	0

◆ 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和3年度	増 減
手形貸付	45	214	△169
証書貸付	7,414	7,106	308
当座貸越	300	317	△17
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	1,153	400	753
合 計	8,914	8,038	875

◆ 貸出金の金利条件別残高内訳

(単位：百万円)

	令和4年度		令和3年度		増 減
	金額	構成比	金額	構成比	
固定金利貸出	7,162	81.2%	6,382	81.9%	779
変動金利貸出	1,651	18.8%	1,404	18.1%	246
合 計	8,813	100.0%	7,787	100.0%	1,025

◆ 業種別の貸出金残高

(単位：百万円)

	令和4年度		令和3年度		増 減
	金額	構成比	金額	構成比	
農業	193	2.1%	212	2.7%	△19
林業	338	3.8%	239	3.0%	99
水産業	3	0.0%	4	0.1%	△1
製造業	1,149	13.0%	1,090	14.0%	59
鉱業	1	0.0%	0	0.0%	0
建設業	867	9.8%	825	10.6%	41
不動産業	8	0.0%	10	0.1%	△1
電気・ガス・熱供給・水道業	87	0.9%	88	1.1%	△1
運輸・通信業	271	3.0%	259	3.3%	11
卸売・小売業・飲食店	190	2.1%	178	2.2%	12
サービス業	1,029	11.6%	1,083	13.9%	△54
金融・保険業	1,317	14.9%	529	6.8%	788
地方公共団体	2,531	28.7%	2,385	30.6%	145
その他	823	9.3%	878	11.2%	△54
合 計	8,813	100.0%	7,787	100.0%	1,025

◆ 主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

種類	令和4年度	令和3年度	増減
農業	193	219	△26
穀作	6	7	△1
野菜・園芸	35	36	△1
果樹・樹園農業	-	-	-
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	60	67	△7
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	90	107	△16
農業関連団体等	-	-	-
合計	193	219	△26

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他事業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

<貸出金>

種類	令和4年度	令和3年度	増減
プロパー資金	165	186	△20
農業制度資金	27	33	△5
農業近代化資金	-	-	-
その他制度資金	27	33	△5
合計	193	219	△26

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

<受託貸付金>

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
日本政策金融公庫資金	1	1	0
合計	1	1	0

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

◆ 貯貸率・貯証率

(単位：%)

	令和4年度		令和3年度		増減	
	期末	期中平均	期末	期中平均	期末	期中平均
貯貸率	12.5	12.4	11.0	11.3	1.5	1.1
貯証率	3.6	3.4	2.4	1.9	1.2	1.5

(注)

1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

◆ 貸出金の用途別内訳

(単位：百万円)

	令和4年度		令和3年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
設備資金	5,268	59.8%	4,832	62.1%	436
運転資金	3,545	40.2%	2,955	37.9%	590
合計	8,813	100.0%	7,787	100.0%	1,025

◆ 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和4年度	令和3年度	増 減
貯金等	272	271	1
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	48	55	△7
その他の担保	176	183	△7
担保計	496	510	△14
農業信用基金協会保証	3,517	3,367	149
その他の保証	933	972	△39
保証計	4,450	4,340	109
信用	3,866	2,936	930
合 計	8,813	7,787	1,025

◆ 債務保証見返額の担保別内訳
該当ありません。

◆ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及び これらに準する債権	令和4年度	82	31	3	47	82
	令和3年度	72	11	10	50	72
危険債権	令和4年度	72	59	2	10	72
	令和3年度	69	25	33	10	69
要管理債権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和3年度	0	-	-	0	0
三月以上延滞債権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和3年度	0	-	-	0	0
小計	令和4年度	155	91	5	57	155
	令和3年度	142	36	43	61	141
正常債権	令和4年度	8,667				
	令和3年度	7,654				
合計	令和4年度	8,822				
	令和3年度	7,797				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準する債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5.「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準する債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

◆ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

- ◆ 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額
「P. 57をご参照ください」
- ◆ 貸出金償却額
「P. 57をご参照ください」

有価証券

- ◆ 種類別・有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和3年度	増 減
国債	2,497	1,401	1,096
地方債	-	-	-
政府保証債	-	-	-
社債	-	-	-
株式	-	-	-
外国債券	-	-	-
その他証券	-	-	-
合 計	2,497	1,401	1,096

(注) 貸付債券はありません。

- ◆ 商品有価証券種類別平均残高
商品有価証券は、取扱いがありません。

- ◆ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和 4 年 度	国債	499	-	-	-	496	1,593	-	2,589
	地方債	-	-	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 3 年 度	国債	-	499	-	-	495	731	-	1,725
	地方債	-	-	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-

- ◆ 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 有価証券

(1) 有価証券の時価情報

・売買目的有価証券 ····· 該当ありません。

・満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和3年度		
		貸借対照表 計 上 額	時 価	評価差額	貸借対照表 計 上 額	時 価	評価差額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国 債	996	1,041	45	994	1,067	72
	合 計	996	1,041	45	994	1,067	72

・その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和3年度		
		貸借対照表 計 上 額	取得原価又は 償却原価	評 価 差 額	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計 上 額	評 価 差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国 債	329	303	26	344	303	41
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国 債	1,263	1,373	△109	386	397	△10
合 計		1,593	1,676	△82	731	700	30

その他有価証券のうち時価のあるものについては時価評価を行っております。

なお、令和4年度は、その他有価証券にかかる評価差額金△82,998千円を「その他有価証券評価差額金」として貸借対照表に表示しています。令和3年度は、その他有価証券にかかる評価差額金 30,508千円から繰延税金負債 8,438千円を差し引いた額22,069千円を「その他有価証券評価差額金」として計上貸借対照表に表示しています。

(2) 当期中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	令和4年度			令和3年度		
	売却原価	売却額	売却益	売却原価	売却額	売却益
国 債	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

2. 金銭の信託・・・・・・・・・・・・取扱いをしていません。
3. デリバティブ取引等・・・・・・・・取扱いをしていません。
4. 金融等デリバティブ取引・・・・・・・・取扱いをしていません。

- ◆ 金融派生商品および先物外国為替取引の契約金額・想定元本額
該当取引はありません。
- ◆ 上場先物取引所にかかる未決済の先物取引契約の約定金額及びその時価
該当取引はありません。

為替業務等

◆ 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

	(件数)	令和4年度		令和3年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	(件数)	75,237	109,225	71,735	110,705
	(金額)	26,642	38,918	25,034	39,808
代金取立	(件数)	3	38	25	76
	(金額)	0	102	1	186
雜為替	(件数)	3,157	2,873	3,089	2,728
	(金額)	269	288	278	296
合計	(件数)	78,397	112,136	74,849	113,509
	(金額)	26,913	39,309	25,313	40,291

- ◆ 外国為替取扱実績 取扱いがありません。
- ◆ 外貨建資産残高 取扱いがありません。

平均残高・利回り等

◆ 利益総括表

(単位：百万円)

	令和4年度	令和3年度	増 減
資 金 運 用 収 支	497	481	15
役 務 取 引 等 収 支	21	18	3
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△68	△20	△48
信 用 事 業 粗 利 益	519	479	39
(信 用 事 業 粗 利 益 率)	0.72%	0.67%	△0.05%
事 業 粗 利 益	1,167	1,167	0
(事 業 粗 利 益 率)	1.38%	1.53%	△0.11%
事 業 純 利 益	96	△11	107
実 質 事 業 純 利 益	96	△11	107
コ ア 事 業 純 利 益	96	△11	107
コ ア 事 業 純 利 益 (投資信託解約損益を除く)	96	△11	107

◆ 資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

	令和4年度			令和3年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	71,242	505	0.71%	70,936	491	0.69%
うち 預金	59,833	384	0.64%	61,500	380	0.61%
うち 有価証券	2,497	26	1.06%	1,401	19	1.37%
うち 貸出金	8,910	94	1.06%	8,034	91	1.14%
資金調達勘定	71,777	8	0.01%	70,862	9	0.01%
うち 廉金・定積	71,775	8	0.01%	70,859	9	0.01%
うち 借入金	1	0	1.69%	3	0	1.85%
総資金利ざや			0.31%			0.23%

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業分量配当金、奨励金等が含まれています。

◆ 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和4年度増減額	令和3年度増減額
受取利息	14	△26
うち 貸出金	2	△10
商品有価証券	-	-
有価証券	7	△5
コールローン	-	-
買入手形	-	-
預け金	4	△11
支払利息	△0	△2
うち 廉金	△0	△2
譲渡性貯金	-	-
借入金	0	0
差引	14	△24

(注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業分量配当金、奨励金等が含まれています。

◆ 利益率

(単位：%)

	令和4年度	令和3年度	増 減
総資産経常利益率	0.11	0.07	0.03
資本経常利益率	2.69	1.29	0.76
総資産当期純利益率	0.06	0.08	△0.02
資本当期純利益率	1.13	1.52	△0.39

(注) 算出方法は以下のとおり
1.総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100
2.資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高×100
3.総資産当期純利益率 = 当期純利益(税引後) / 総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100
4.資本当期純利益率 = 当期純利益(税引後) / 純資産勘定平均残高×100

◆ 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,356	1,253	1,230	1,161	1,093
信用事業収益	557	509	527	479	450
共済事業収益	452	421	386	383	346
農業関連事業収益	106	99	103	116	98
生活その他事業収益	244	230	220	189	201
営農指導事業収益	△4	△7	△7	△7	△2
経常利益	105	96	92	55	88
当期剰余金（注）	91	97	58	64	48
出資金	951	926	909	887	869
(出資口数)	(951,516)	(926,881)	(909,687)	(887,872)	(869,190)
純資産額	4,230	4,290	4,253	4,280	4,210
総資産額	75,182	73,447	73,888	75,401	75,454
貯金等残高	69,882	68,407	68,806	70,222	70,367
貸出金残高	10,432	9,368	7,950	7,787	8,813
有価証券残高	2,241	1,835	1,341	1,725	2,589
剰余金配当金額	4	4	4	-	4
・出資配当の額	4	4	4	-	4
・事業利用配当の額	-	-	-	-	-
職員数	169人	162人	154人	153人	115人
単体自己資本比率	16.87%	16.52%	17.47%	17.32%	17.71%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

◆ その他経営諸指標

(単位：百万円)

	令和4年度	令和3年度
信用事業関係		
1職員当たり貯金残高	2,033	1,393
1店舗当たり貯金残高	17,591	10,031
1職員当たり貸出金残高	979	643
1店舗当たり貸出金残高	2,203	1,112
共済事業関係		
1職員当たり長期共済保有高	1,765	1,374
1店舗当たり長期共済保有高	50,765	30,249
経済事業関係		
1職員当たり購買供給高	93	59
1職員当たり販売品販売高	234	214
1店舗当たり購買供給高	191	208

共済事業取扱実績等

◆ 長期共済保有高

(単位：百万円)

種類	令和4年度		令和3年度		
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高	
生命系	終身共済	935	43,220	1,564	46,062
	定期生命共済	376	1,779	193	1,540
	養老生命共済	159	15,675	336	17,689
	(うちこども共済)	(79)	(6,472)	(153)	(7,099)
	医療共済	22	1,484	112	1,679
	がん共済	-	210	-	230
	定期医療共済	-	507	-	616
	介護共済	10	732	92	734
	年金共済	-	66	-	86
建物更生共済	8,385	139,383	14,058	143,104	
合 計	9,889	203,061	16,357	211,744	

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(附加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

2. こども共済は、養老生命共済の内書として表示しています。

◆ 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	38	19,952	94	22,225
がん共済	180	8,693	214	9,083
定期医療共済	-	985	-	1,129
合 計	218	29,631	309	32,438

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

◆ 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	31,626	1,373,815	145,821	1,384,308
認知症共済	181,600	181,600	-	-
生活障害共済（一時金型）	85,500	416,400	175,800	360,900
生活障害共済（定期年金型）	19,460	109,960	57,200	92,300
特定重度疾病共済	92,700	544,600	193,000	480,400

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

◆ 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	51,595	1,392,666	99,769	1,426,403
年金開始後	-	704,719	-	713,883
合 計	51,595	2,097,386	99,769	2,140,287

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

◆ 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

	令和4年度	令和3年度
火災共済（保障）	17,685,860	17,706,030
自動車共済	5,694台	5,681台
傷害共済（保障）	31,675,500	23,871,000
定額定期共済（保障）	28,000	28,000
賠償責任共済	261件	261件
自賠責共済	2,213台	2,215台

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は総額）を記載しています。

経済事業取扱実績等

◆ 販売取扱実績

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和3年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米・雑穀	64,150	2,336	51,714	2,591
園芸	511,718	13,860	604,029	16,556
水産	8,620	215	4,931	123
畜産	380,203	9,158	412,793	10,087
特産	5,838	845	7,066	1,050
その他	36,446	1,095	35,092	1,048
合計	1,006,977	27,511	1,115,625	31,455

◆ 生産資材取扱実績

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和3年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
肥料	105,370	25,111	92,935	19,175
農薬	89,777	12,687	91,926	13,163
飼料	135,656	8,217	124,554	7,622
農業機械	48,626	3,270	62,282	2,451
その他	260,661	25,946	267,616	28,212
合計	640,092	75,233	639,316	70,624

◆ 生活資材取扱実績

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和3年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
食品	174,626	25,134	181,011	27,039
生活用品	192,527	14,576	161,237	11,689
燃料他	712,815	209,773	687,245	198,995
合計	1,079,970	249,485	1,029,494	237,724

◆ 保管事業収支の状況

(単位：千円)

項目	令和4年度		令和3年度	
収益	保管料		458	519
	荷役料		-	-
	その他の収益		-	-
	計		458	519
費用	倉庫材料費		-	-
	倉庫労務費		-	-
	その他の費用		369	263
	計		369	263
差引		89		255

◆ 指導事業収支の状況

(単位：千円)

科目	支出		収入		
	令和4年度	令和3年度	科目	令和4年度	令和3年度
営農改善費	13,242	13,295	負担金	1,149	1,164
生活改善費	444	479	補助金	5,146	2,282
農政活動費	849	863	実費収入	6,211	4,499
組織活動費	1,399	1,939	繰入金	54,089	52,338
教育情報費	91	50			
その他指導支出	1,124	5			
事業管理費	49,446	43,651			
合計	66,595	60,285	合計	66,595	60,285

◆ その他の事業

(単位：千円)

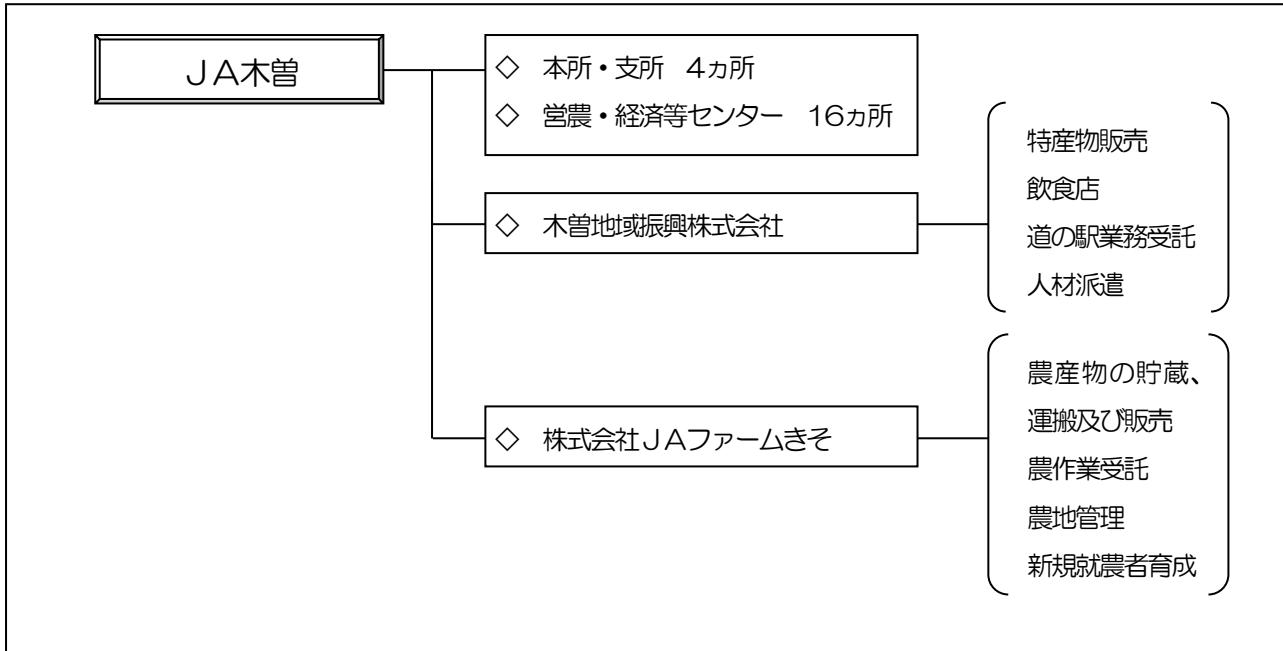
加工事業	令和4年度	令和3年度	利用事業	令和4年度	令和3年度
精米	789	851	きのこ培養	12,035	21,695
精肉	-	-	予冷庫	14,404	15,423
漬物	5,810	4,576	牧場	-	-
お茶	7,260	5,307	育苗	11,038	11,175
山菜加工	-	-	畜産支援施設	33,435	33,761
			家畜診療	-	-
			和牛繁殖センター	11,703	10,047
			ライスセンター	15,558	13,798
			農作業受託	-	-
			その他利用	8,015	10,070
合 計	13,860	10,736	合 計	106,191	115,972

連結情報

組合及びその子会社等の概況に関する事項

◆ 組合及びその子会社等の概要

JJA木曽のグループは、当JJA、子会社の木曽地域振興(株)、(株)JAファームきそで構成されています。



◆ 組合の子会社等の概況

会 社 名	木曽地域振興株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地	木曽郡大桑村野尻160-27
設立年月	昭和62年12月
資本金又は出資金	11,600千円
事業の内容	特産物販売、飲食店、道の駅業務受託
当組合の議決権比率	100.0%
他の子会社等の議決権比率	-

◆ 組合の子会社等の概況

会 社 名	株式会社JAファームきそ
主たる営業所又は事務所の所在地	木曽郡木曽町福島2800
設立年月	平成26年3月
資本金又は出資金	9,100千円
事業の内容	農業の経営・農業に係る共同利用施設の経営 農産物の貯蔵、運搬又は販売 農作業の受託及び農地管理 新規就農者の育成及び農業技能の研修
当組合の議決権比率	98.9%
他の子会社等の議決権比率	1.1%

組合及びその子会社等の主要な事業に関する事項を連結したもの

直近の事業年度における事業の概況

当組合の令和4年度（第49期事業年度）の連結決算につきましては、子会社2社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益96百万円、連結当期剰余金39百万円、連結純資産4,210百万円、連結総資産75,454百万円となりました。なお、新BIS基準に基づく連結自己資本比率は17.61%となりました。

子会社「木曽地域振興株式会社」は、特産物品販売・飲食店（きらく）・道の駅（木楽舎）業務受託を行っています。令和4年度（第36事業年度）は、前年と比べて新型コロナウイルス感染症の影響が減少しましたが木曽路への観光客の入込は相変わらず少ない状況です。そのため当店の来店客数は、コロナ以前までは回復できませんでした。特に宴会利用は少ない状況でした。木楽舎の売り上げは12,231万円で前年より2,063万円上回り前年比120.3%、レストランきらくは3,608万円の利用で前年を238万円ほど上回り前年比107.1%の結果となりました。

しかし、電気料・ガス代などの高騰によって、経費が増加し経営状況に大きく影響しました。

子会社「株式会社JAファームきそ」の第9期事業年度は、南部地区の水田作業は、主食用水稻作付2.1ha、WCS・飼料作物作付2.2haを実施しました。イモチ病変により水稻の収穫が約半分になるなどの被害を受けてしまいましたが、WSC・飼料用作物は2年目を迎え、品質数量とも向上しました。開田地区での園芸作物は、作付を増やしたことによる作業の増加を配置した人員ではこなしきれず、過熟や病変など品質面に課題を残しました。

収支状況は開田地区での園芸品の市況価格の下落により減収となり、総売上高46,405千円となり前年比97.6%となりました。燃料価格や資材の高騰、出向職員の人事費の増加、減価償却費の高額の維持による費用増加により営業利益は8,511千円の大幅赤字となりました。農産物販売収入の減収に対応するため加入していた農業共済の農業経営収入保険より本年度は保証対象となり保険金が支払われること、WCS、飼料作物への補助事業費や各種奨励金などの事業外収入の増加により圧縮できたものの、当期純損失は3,115千円となりました。

◆ 直近の5連結事業年度における連結ベースの主要な経営指標

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,462,464	1,356,850	1,303,920	1,238,823	1,177,226
（うち信用事業）	(557,936)	(509,409)	(527,213)	(479,345)	(450,349)
（うち共済事業）	(452,538)	(421,506)	(386,572)	(383,381)	(346,593)
（うち農業関連事業）	(106,452)	(99,666)	(103,196)	(116,564)	(98,111)
（うち生活その他事業）	(350,407)	(333,738)	(294,234)	(267,184)	(285,119)
（うち営農指導事業）	(△4,869)	(△7,469)	(△7,295)	(△7,651)	(△2,947)
経常利益	107,348	99,051	80,317	59,515	96,844
当期利益	92,610	99,624	46,082	52,601	38,972
総資産額	75,200,346	73,466,386	73,894,913	75,404,379	75,454,902
純資産額	4,257,641	4,319,695	4,270,217	4,285,276	4,210,979
連結自己資本比率	16.89%	16.54%	17.44%	17.24%	17.61%

（注）「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項及び連結したもの

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和5年2月28日 現在)	令和3年度 (令和4年2月28日 現在)	科 目	令和4年度 (令和5年2月28日 現在)	令和3年度 (令和4年2月28日 現在)
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	70462477	70282283	1 信用事業負債	70569426	70451,176
(1) 現金及び預金	59,080,575	60,800,068	(1) 資金	70,357,245	70,210,594
(2) 有価証券	2,589,210	1,725,823	(2) 借入金	1,219	1,867
(3) 債権	8,797,175	7,769,785	(3) その他の信用事業負債	210,962	238,715
(4) その他の信用事業資産	53,945	50,452	2 共済事業負債	245,901	238,619
(5) 債券引当金	△58,428	△63,845	(1) 共済資金	149,759	139,173
2 共済事業資産	23,434	24,705	(2) その他の共済事業負債	96,142	99,446
(1) その他の共済事業資産	23,434	24,705	3 経営事業負債	94,300	103,272
3 経営事業資産	364,092	364,557	(1) 経営事業未払金	85,082	90,512
(1) 経営事業未収金	208,711	198,735	(2) その他の経営事業負債	9,218	12,760
(2) 構成資産	118,192	129,518	4 雑負債	104,870	66,890
(3) その他の経営事業資産	46,453	45,883	5 諸君引当金	229,425	259,146
(4) 債券引当金	△9,264	△9,579	(1) 賞与引当金	45,058	19,337
4 雜資産	329,199	420,779	(2) 退職給付に係る負債	163,868	198,188
5 固定資産	1,104,144	1,160,528	(3) 役員退職説明引当金	20,499	41,621
(1) 有形固定資産	1,103,675	1,159,911	6 繰延税金負債	-	-
建物	2,681,268	2,674,401	負債の部合計	71,243,922	71,119,103
機械装置	223,813	218,963	(純資産の部)		
土地	117,043	120,270	1 組合員資本	4,293,975	4,263,206
その他の有形固定資産	522,607	516,207	(1) 出資金	869,190	887,872
減価償却累計額	△2,441,056	△2,369,930	(2) 利益剰余金	3,436,400	3,389,547
(2) 無形固定資産	469	617	(3) 处分未済分	△11,605	△14,203
6 外埠資産	3,072,440	3,045,750	(4) 子会社並びに所有する繰延合計	△10	△10
(1) 外埠資産	3,072,440	3,045,750	2 評価・換算差額等	△82,998	22,070
7 繰延税金資産	99,116	105,777	(1) その他有価証券評価差額金	△82,998	22,070
			3 非支配株主持分	2	-
			純資産の部 合計	4,210,979	4,285,276
資産の部合計	75,454,902	75,404,379	負債及び純資産の部合計	75,454,902	75,404,379

連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度 (令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで)	令和3年度 (令和3年3月1日から 令和4年2月28日まで)	科 目	令和4年度 (令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで)	令和3年度 (令和3年3月1日から 令和4年2月28日まで)
1. 事業収益	1,177,226	1,238,823	(8) 販売事業費用	29,945	29,619
(1) 信用事業収益	548,225	534,650	販売品引当金額	27,924	27,832
資金運用収益	505,712	491,194	販売費	2,303	2,382
(うち預金利息)	(291,096)	(293,082)	その他の費用	△281	△595
(うち有価証券利息)	(265,12)	(19,317)	販売事業収益	48,095	59,754
(うち貸付金利息)	(94,274)	(91,729)	(9) その他事業収益	219,094	217,648
(うちその他受入利息)	(93,830)	(87,066)	(10) その他事業費用	195,484	184,642
役務報酬等収益	33,454	30,605	その他事業収益	23,610	33,007
その他事業直営収益	-	-	2. 事業管理費	1,168,981	1,268,802
その他従業員収益	9,059	12,851	(1) 人件費	876,351	950,398
(2) 信用事業費用	97,876	55,305	(2) その他事業管理費	292,630	318,405
資金調達費用	8,653	9,515	事業利益	8,245	△29,979
(うち預金利息)	(8,444)	(9,275)	3. 事業外収益	121,142	130,593
(うち給付構算戻金繰入)	(152)	(181)	(1) 受取利息	1,505	1,587
(うち借入金利息)	(32)	(58)	(2) 受取配当金	46,607	46,229
(うちその他支払利息)	(25)	(1)	(3) その他の事業外収益	73,029	82,777
役務報酬等費用	11,516	12,359	4. 事業外費用	32,542	41,098
その他事業直接費用	-	-	(1) 支払利息	-	-
その他経常費用	77,707	33,431	(2) その他の事業外費用	32,542	41,098
(うち販売店当金戻入益)	(△54,17)	(△52,602)	経常利益	96,844	59,515
信用事業収益	450,349	479,345	5. 特別損益	3,920	6,541
(3) 共済事業収益	370,123	413,010	(1) 固定資産処分益	1,520	4,541
共済掛取入	346,917	383,609	(2) その他の特別損益	2,400	2,000
その他の収益	23,206	29,401	6. 特別損失	53,232	33,464
(4) 共済事業費用	23,530	29,629	(1) 固定資産処分損	1,790	9,227
共済準備費・共済保全費	12,675	15,753	(2) 減資損失	21,902	22,237
その他の費用	10,856	13,875	(3) その他の特別損失	29,539	2,000
共済事業収益	346,593	383,381	税金等繰前当期損益	47,532	32,592
(5) 購買事業収益	1,550,349	1,826,165	法人税・住民税及び事業税	1,640	1,936
購買品供給高	1,480,212	1,788,832	法人税等繰額	6,920	△21,945
購買手数料	31,670	-	法人税等合計	8,560	△20,009
その他の収益	38,466	37,332	当期利益	38,972	52,601
(6) 購買事業費用	1,241,771	1,542,829	非支店株主に帰属する当期利益	98	159
購買品引当金額	1,126,832	1,429,873	当期純益	39,070	52,760
購買品供給費	95,896	100,499			
その他の費用	19,043	12,457			
購買事業収益	308,578	283,335			
(7) 販売事業収益	78,041	89,373			
販売品販売高	39,479	44,480			
販売手数料	26,254	29,878			
その他の収益	12,308	15,015			

連結剰余金計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和3年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	-	-
2 資本剰余金増加額	-	-
3 資本剰余金減少額	-	-
4 資本剰余金期末残高	-	-
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	3,394,412	3,341,276
会計方針の変更による累積的影響額	2,917	
会計方針の変更を反映した利益剰余金期首残高	3,397,329	
2 利益剰余金増加額	39,070	52,760
当期剰余金	39,070	52,760
3 利益剰余金減少額	-	4,489
配当金	-	4,489
4 利益剰余金期末残高	3,436,400	3,389,547

注記表

令和4年度	令和3年度
<p>I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項 連結対象の子会社は、「木曽地曳辰興株式会社」、「株式会社JAファームきそ」であります。</p> <p>(2) 持分法の適用に関する事項 持分法の適用となる関連会社は該当ありません。</p> <p>(3) 連結される子会社及び子法人等事業年度に関する事項 連結対象の子会社の事業年度は、令和4年3月1日から令和5年2月28日であります。</p> <p>(4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。</p> <p>(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物の範囲は、現金と当座性預金であります。</p> <p>II 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 ① 満期保有目的の債券 …… 債券原価法(定額法) ② その他有価証券 • 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) • 市場価格のない株式：移動平均法による原価法</p> <p>(2) 構成資産の評価基準及び評価方法 ① 購買品（生産資材・燃料等）…… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） ② 購買品（農機具等）…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） ③ 購買品（小売店舗品・部品等）… 売価還元法による原価法 ④ その他の構成資産（半製品・仕掛品等）… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） ⑤ その他の構成資産（棚卸家畜）…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p> <p>(3) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附屬設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附屬設備及び構築物については定額法）を採用しています。 ② 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>(4) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理財務及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破継懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破継懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価値から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。また、5,000千円以下の債券については、過去の一定期間ににおける貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しております。</p> <p>(5) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため 支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p>	<p>I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項 連結対象の子会社は、「木曽地曳辰興株式会社」、「株式会社JAファームきそ」であります。</p> <p>(2) 持分法の適用に関する事項 持分法の適用となる関連会社は該当ありません。</p> <p>(3) 連結される子会社及び子法人等事業年度に関する事項 連結対象の子会社の事業年度は、令和3年3月1日から令和4年2月28日であります。</p> <p>(4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。</p> <p>(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物の範囲は、現金と当座性預金であります。</p> <p>II 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 ① 満期保有目的の債券 …… 債券原価法(定額法) ② その他有価証券 • 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) • 時価のないもの：移動平均法による原価法</p> <p>(2) 構成資産の評価基準及び評価方法 ① 購買品（生産資材・燃料等）…… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） ② 購買品（農機具等）…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） ③ 購買品（小売店舗品・部品等）… 売価還元法による原価法 ④ その他の構成資産（半製品・仕掛け品等）… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） ⑤ その他の構成資産（棚卸家畜）…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p> <p>(3) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附屬設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附屬設備及び構築物については定額法）を採用しています。 ② 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>(4) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理財務及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破継懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破継懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができると認められる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価値から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。また、5,000千円以下の債券については、過去の一定期間ににおける貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しております。</p> <p>(5) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため 支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p>

令和4年度	令和3年度
(6) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。	(6) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
(7) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。	(7) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
(8) 収益及び費用の計上基準 収益認識関連 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 ① 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ② 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ③ 利用事業 畜産支援センター・牛和繁殖センター・ライスセンター・育苗センター・保管貯蔵庫等の共司で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ④ 介護保険事業 要介護者及び一般の方を対象とした介護用品の貸与・販売等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ⑤ 歯科診療事業 通常の歯科診療に加えて、訪問看護による高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。	(8) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
(9) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。	(9) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。
(10) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。	(11) その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項 ① 事業別収益・事業別費用の内培限引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内培限引を含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益・事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内培限益を除去した額を記載しております。 ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。
III 会計方針の変更に関する注記 (1) 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしていました。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。 ①代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。	

②LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たに会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期期首残高は、2,917千円増加しております。また、当事業年度の事業収益が335,255千円、事業費用が335,132千円、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が123千円それぞれ減少しております。

(2)「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日、以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等を定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

IV 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 105,038千円(繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年2月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の期初および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なる場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

V 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は226,419千円であり、その内訳は、次のとおりです。

種類	圧縮記帳額
建物	134,669千円
構築物	7,558千円
機械装置	71,180千円
土地	8,546千円
その他の有形固定資産	4,464千円

(2) 担保に供している資産

定期預金1,525,000千円を為替決済の担保に、定期預金12,050千円を指定金儲機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準する 債権額は82,427千円、危険債権額は2,879千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準する債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準する債権を除く。)です。債権のうち、三月以上延滞債権は該当ありません。貸出条件緩和債権額は該当ありません。なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は155,306千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

III 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

IV 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 120,716千円(繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年2月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の期初および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なる場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

V 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は224,019千円であり、その内訳は、次のとおりです。

種類	圧縮記帳額
建物	134,669千円
構築物	7,558千円
機械装置	68,780千円
土地	8,546千円
その他の有形固定資産	4,464千円

(2) 担保に供している資産

定期預金1,525,000千円を為替決済の担保に、定期預金12,050千円を指定金儲機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 信用事業を行う組合に要求される注記

貸出金のうちリスク管理基準の合計額及びその内訳

貸出金のうち、確定先債権額は4,149千円です。延滞債権額は138,153千円です。なお、確定先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間続いていることその他の事由により元本又は利息の回収又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒戻却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、確定先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は該当ありません。なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で確定先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は63千円です。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で確定先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

確定先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は142,366千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

令和4年度

VI 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、投資の意思決定を行う単位として場所別の管理会計上の区分を基本にグレーピングを実施した結果、信用・共済事業は支所単位に、独立して立地している生活関連施設（玉造店・給油所・介護センター・歯科医院）は店舗・施設ごとに、組合事業の運営を外部に委託する目的で賃貸している資産（虹のホール・Aコープきそ店・家畜市場）については施設ごとに、それぞれ一般資産としてグレーピングしています。

本所は、支所・店舗・拠点を助言および統括することにより、各事業が相互にキャッシュ・フローの生成に寄与しており、全事業・拠点などの一般資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられることから、共用資産と認識しております。農業関連施設（岩農資材センター・グリーンファームきそ店・ライスセンター^く育苗施設）・畜産施設・製茶工場・予冷庫・漬物工場）は、施設利用を通じて農業生産販売活動に関与することで組合員による組合事業利用を促進し、組合全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、組合全体の共用資産としています。また、同種類の農業関連施設も、当該地域の生産者のみが利用する前提ではなく、機関別に分化されているため組合全体の共用資産としています。なお、支所と併設している店舗・施設については、支所・施設と一体的な事業運営を行っておりキャッシュフローの相互補完性があることから、支所に含めグレーピングしています。賃貸資産および遊休資産は物件ごとにグレーピングしています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下の通りです。

資産名	用途	種類
旧本所事務所	遊休	土地・建物

(2) 減損損失の認識に至った経緯

旧本所は、農業生活部隊（令和4年11月14日）完了により遊休状態となり、今後、事業資産として使用する見込みがなく解体に向けた検討を開始しており、また、遊休資産として早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

資産名	合計	建物	土地
旧本所事務所	4,072	844	3,227
合計	4,072	844	3,227

(4) 回収可能価額の算定方法

旧本所固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されております。

VII 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取扱方針

当組合は農家組合員や地元から預かった貯金を原資に、農家組合員や地元内の企業や団体などへ貸付され、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判断を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を徹底行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び債務の健全化に努めています。

b) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び債務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な債務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

令和3年度

VI 金利商品に関する注記

(1) 金利商品の状況に関する事項

① 金利商品に対する取扱方針

当組合は農家組合員や地元から預かった貯金を原資に、農家組合員や地元内の企業や団体などへ貸付され、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券の有価証券による運用を行っています。

② 金利商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金利商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判断を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を徹底行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び債務の健全化に努めています。

b) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び債務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な債務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

令和4年度	令和3年度																																																
(市場リスクに係る定量的情報)																																																	
<p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これららの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析を利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が34,846千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>c) 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものを持む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。</p>																																																	
(2) 金融商品の時価に関する事項																																																	
① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等																																																	
<p>当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預金</td><td>58,739,978</td><td>58,726,744</td><td>△13,234</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>　満期保有目的の債券</td><td>996,109</td><td>1,041,900</td><td>45,790</td></tr> <tr> <td>　その他有価証券</td><td>1,593,100</td><td>1,593,100</td><td>-</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>　貸倒引当金（※1）</td><td>8,797,175</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>　貸倒引当金控除後</td><td>△58,475</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>8,738,699</td><td>87,113,328</td><td>△27,371</td></tr> <tr> <td>資産計</td><td>70,067,886</td><td>70,073,072</td><td>5,184</td></tr> <tr> <td>貯金</td><td>70,357,245</td><td>70,329,433</td><td>△27,811</td></tr> <tr> <td>負債計</td><td>70,357,245</td><td>70,329,433</td><td>△27,811</td></tr> </tbody> </table> <p>(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。</p>			貸借対照表計上額	時価	差額	預金	58,739,978	58,726,744	△13,234	有価証券				満期保有目的の債券	996,109	1,041,900	45,790	その他有価証券	1,593,100	1,593,100	-	貸出金				貸倒引当金（※1）	8,797,175			貸倒引当金控除後	△58,475				8,738,699	87,113,328	△27,371	資産計	70,067,886	70,073,072	5,184	貯金	70,357,245	70,329,433	△27,811	負債計	70,357,245	70,329,433	△27,811
	貸借対照表計上額	時価	差額																																														
預金	58,739,978	58,726,744	△13,234																																														
有価証券																																																	
満期保有目的の債券	996,109	1,041,900	45,790																																														
その他有価証券	1,593,100	1,593,100	-																																														
貸出金																																																	
貸倒引当金（※1）	8,797,175																																																
貸倒引当金控除後	△58,475																																																
	8,738,699	87,113,328	△27,371																																														
資産計	70,067,886	70,073,072	5,184																																														
貯金	70,357,245	70,329,433	△27,811																																														
負債計	70,357,245	70,329,433	△27,811																																														
② 金融商品の時価の算定方法																																																	
【資産】																																																	
a) 預金																																																	
<p>満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p>																																																	
b) 有価証券及び外債出資																																																	
<p>債券は取扱金融機関等から提示された価格によっています。</p>																																																	
c) 貸出金																																																	
<p>貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。</p>																																																	
<p>なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p>																																																	
【負債】																																																	
a) 貯金																																																	
<p>要求払戻金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性預金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p>																																																	
③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。																																																	
(単位：千円)																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>貸借対照表計上額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部社資</td><td>30,724,39</td></tr> </tbody> </table>			貸借対照表計上額	外部社資	30,724,39																																												
	貸借対照表計上額																																																
外部社資	30,724,39																																																
(市場リスクに係る定量的情報)																																																	
<p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これららの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析を利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%下落したものと想定した場合には、経済価値が22,726千円増加するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>c) 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものを持む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。</p>																																																	
(2) 金融商品の時価に関する事項																																																	
① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等																																																	
<p>当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載します。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預金</td><td>60,424,783</td><td>60,425,226</td><td>442</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>　満期保有目的の債券</td><td>994,792</td><td>1,067,650</td><td>72,857</td></tr> <tr> <td>　その他有価証券</td><td>731,030</td><td>731,030</td><td>-</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>　貸倒引当金（※1）</td><td>7,769,784</td><td>463,859</td><td></td></tr> <tr> <td>　貸倒引当金控除後</td><td>7,705,925</td><td>7,928,189</td><td>222,263</td></tr> <tr> <td>資産計</td><td>69,856,531</td><td>70,152,095</td><td>295,564</td></tr> <tr> <td>貯金</td><td>70,210,593</td><td>70,218,932</td><td>8,339</td></tr> <tr> <td>負債計</td><td>70,210,593</td><td>70,218,932</td><td>8,339</td></tr> </tbody> </table> <p>(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。</p>			貸借対照表計上額	時価	差額	預金	60,424,783	60,425,226	442	有価証券				満期保有目的の債券	994,792	1,067,650	72,857	その他有価証券	731,030	731,030	-	貸出金				貸倒引当金（※1）	7,769,784	463,859		貸倒引当金控除後	7,705,925	7,928,189	222,263	資産計	69,856,531	70,152,095	295,564	貯金	70,210,593	70,218,932	8,339	負債計	70,210,593	70,218,932	8,339				
	貸借対照表計上額	時価	差額																																														
預金	60,424,783	60,425,226	442																																														
有価証券																																																	
満期保有目的の債券	994,792	1,067,650	72,857																																														
その他有価証券	731,030	731,030	-																																														
貸出金																																																	
貸倒引当金（※1）	7,769,784	463,859																																															
貸倒引当金控除後	7,705,925	7,928,189	222,263																																														
資産計	69,856,531	70,152,095	295,564																																														
貯金	70,210,593	70,218,932	8,339																																														
負債計	70,210,593	70,218,932	8,339																																														
② 金融商品の時価の算定方法																																																	
【資産】																																																	
a) 預金																																																	
<p>満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p>																																																	
b) 有価証券及び外債出資																																																	
<p>債券は取扱金融機関等から提示された価格によっています。</p>																																																	
c) 貸出金																																																	
<p>貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。</p>																																																	
<p>なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p>																																																	
【負債】																																																	
a) 貯金																																																	
<p>要求払戻金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性預金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p>																																																	
③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として外債出資があり、貸借対照表計上額3,045,750千円は、①の金融商品の時価情報には含まれていません。																																																	

令和4年度

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
預金	582,399,783	-	-	-	-	500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	500,000	-	-	-	-	500,000
その他の有価証券のうち満期のあるもの	-	-	-	-	-	1,700,000
貯金(*1)	121,7909	775,114	716,283	630,242	535,144	4,983,778
合計	589,57972	775,114	716,283	630,242	535,144	7,583,778

(*1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越291,782千円については「1年内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等38,617千円は償還の予定期が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
貯金(*1)	63,114,224	43,137,19	20,959,16	355,059	434,065	44,259
合計	63,114,224	43,137,19	20,959,16	355,059	434,065	44,259

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年内」に含めて開示しています。

VII 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	996,109	1,041,900	45,790
合計		996,109	1,041,900	45,790

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	329,190	303,030	26,159
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,263,910	1,373,067	△109,157
合計		1,593,100	1,676,098	△82,998

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(4) 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

令和3年度

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
預金	60,424,783	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	500,000	-	-	-	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの	-	-	-	-	-	700,000
貸出金(*1)	1,244,636	787,992	689,076	615,753	526,145	3,868,428
合計	61,669,420	1,287,992	689,076	615,753	526,145	5,068,428

(*1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越297,507千円については「1年内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等37,749千円は償還の予定期が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
貯金(*1)	62,521,647	3,525,604	3,257,106	502,643	365,484	35,107
合計	62,521,647	3,525,604	3,257,106	502,643	365,484	35,107

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	994,792	1,067,650	72,857
合計		994,792	1,067,650	72,857

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	344,490	303,331	41,158
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	386,540	397,190	△10,650
合計		731,030	700,521	30,508

(*2) 上記評価差額から繰延税金負債8,438千円を差し引いた額22,069千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(4) 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

令和4年度	令和3年度
X 退職給付に関する注記	VII 退職給付に関する注記
(1) 退職給付に関する事項	(1) 退職給付に関する事項
① 採用している退職給付制度の概要	① 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付にあてるため、職員退職給付金規則に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規則に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。	職員の退職給付にあてるため、職員退職給付金規則に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規則に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付引当金 198,188千円 退職給付費用 50,473千円 退職給付の支払額 △53,056千円 特定退職金共済制度への拠出金 △31,737千円 期末における退職給付引当金 163,868千円	期首における退職給付引当金 219,881千円 退職給付費用 56,138千円 退職給付の支払額 △42,623千円 特定退職金共済制度への拠出金 △35,208千円 期末における退職給付引当金 198,188千円
③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
退職給付債務 652,683千円 特定退職金共済制度 △488,815千円 未積立退職給付債務 163,868千円 退職給付引当金 163,868千円	退職給付債務 765,852千円 特定退職金共済制度 △567,664千円 未積立退職給付債務 198,188千円 退職給付引当金 198,188千円
④ 退職給付に関連する損益	④ 退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付費用 50,473千円 出向者による出向先負担等 △623千円 合計 49,850千円	簡便法で計算した退職給付費用 56,138千円 出向者による出向先負担等 △697千円 合計 55,441千円
(2) 特別業務負担金の将来見込額	(2) 特別業務負担金の将来見込額
人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特別年金等の業務に要する費用に充てたため算出した特別業務負担金9,575千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来見込額は、91,318千円となっています。	人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特別年金等の業務に要する費用に充てたため算出した特別業務負担金11,407千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来見込額は、119,383千円となっています。
X 税効果会計に関する注記	XI 税効果会計に関する注記
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳	(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金超過額 11,085千円 退職給付引当金 45,027千円 役員退任慰労引当金 5,637千円 賞与引当金 12,463千円 減損損失(償却資産) 38,333千円 減損損失(土地) 9,340千円 貸倒損失(リース権利) 7,362千円 税務上の繰延欠損金 16,630千円 その他 13,061千円 繰延税金資産小計 158,942千円 評価性引当額 △53,904千円 繰延税金資産合計(A) 105,038千円	貸倒引当金超過額 13,421千円 退職給付引当金 54,818千円 役員退任慰労引当金 11,512千円 賞与引当金 5,348千円 減損損失(償却資産) 47,772千円 減損損失(土地) 8,448千円 貸倒損失(リース権利) 7,362千円 税務上の繰延欠損金 22,554千円 その他 11,938千円 繰延税金資産小計 183,176千円 評価性引当額 △62,460千円 繰延税金資産合計(A) 120,716千円
繰延税金負債	繰延税金負債
未収預金利息 5,922千円 繰延税金負債合計(B) 5,922千円 繰延税金資産の純額(A)-(B) 99,115千円	未収預金利息 6,076千円 その他有価証券評価差額金 8,438千円 資産除去費用 424千円 繰延税金負債合計(B) 14,939千円 繰延税金資産の純額(A)-(B) 105,776千円
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.43% 寄付金等永久に損金に算入されない項目 6.46% 受取贈与当金等永久に益金に算入されない項目 △13.44% 住民税均等割等 3.45% 評価性引当額の増減 △18.00% その他 3.67% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 5.88%	法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 6.15% 寄付金等永久に損金に算入されない項目 9.65% 受取贈与当金等永久に益金に算入されない項目 △26.90% 住民税均等割等 7.67% 評価性引当額の増減 △115.48% その他 6.33% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 △84.91%
XI 収益認識に関する注記	X 重要な後発事象に関する注記
(収益を理解するための基礎となる情報)	令和4年度以後の経営基盤強化の一環として令和4年3月28日の理事会を経て、4月より特助金算定による退職希望を確認し、事業管理費の削減施策を実施しております。令和4年度において、この特助金算定による退職希望が計上される見込みです。
「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記(8)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。	

令和4年度	令和3年度
XII その他の注記	XII その他の注記
(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
①当該資産除去債務の概要	①当該資産除去債務の概要
当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。	当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。
②当該資産除去債務の金額の算定方法	②当該資産除去債務の金額の算定方法
資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は3年、割引率は0.0%を採用しています。	資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は3年、割引率は0.0%を採用しています。
③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減	③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減
期首残高 3,456千円	期首残高 3,456千円
資産除去債務発生による増加額 一	資産除去債務発生による増加額 一
期末残高 3,456千円	期末残高 3,456千円
(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務	(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務
当組合は、一部施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。	当組合は、一部施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。
(3) 連結決算における実態修正について	(3) 連結決算における実態修正について
連結決算においては実態修正として子会社2社の固定資産に減損処理を行っています。実態修正にて計上した減損損失の金額は、木曾地域振興株式会社が6,326千円、株式会社JAファームきそが11,503千円です。	連結決算においては実態修正として子会社2社の固定資産に減員処理を行っています。実態修正にて計上した減損損失の金額は、木曾地域振興株式会社が6,921千円、株式会社JAファームきそが15,315千円です。

◆ 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

	令和4年度	令和3年度	増 減
破産更生債権及び これらに準する債権額	82	72	10
危険債権額	72	69	3
要管理債権額	-	0	△0
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	0	△0
小計	155	142	13
正常債権額	8,650	7,636	1,014
合計	8,806	7,779	1,027

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準する債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5.「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払日約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準する債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

◆ 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

	令和4年度	令和3年度
経常収益		
信 用 事 業	450	479
共 濟 事 業	346	383
農 業 関 連 事 業	98	116
生 活 そ の 他 事 業	201	189
営 農 指 導 事 業	△2	△7
木 曽 地 域 振 興 (株)	63	53
(株) J A フ アーム きそ	23	25
合 計	1,177	1,238
経常利益		
信 用 事 業	97	57
共 濟 事 業	146	173
農 業 関 連 事 業	△102	△101
生 活 そ の 他 事 業	7	△20
営 農 指 導 事 業	△45	△45
木 曽 地 域 振 興 (株)	△3	△5
(株) J A フ アーム きそ	△2	0
合 計	96	59
総資産		
信 用 事 業	70,474	70,295
共 濟 事 業	23	24
農 業 関 連 事 業	-	-
生 活 そ の 他 事 業	354	355
営 農 指 導 事 業	-	-
木 曽 地 域 振 興 (株)	32	34
(株) J A フ アーム きそ	18	23
合 計	70,902	70,731

連結の範囲に関する事項

連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。

◇ 連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

- ・連結子会社数 2社
- ・主要な連結子会社

名称	主要な業務内容
木曽地域振興株	特産物販売・飲食店・道の駅業務受託
(株)JAファームきそ	農業の経営・農業に係る共同利用施設の経営・農産物の貯蔵、運搬又は販売 農作業の受託及び農地管理・新規就農者の育成及び農業技能の研修

◇ 比例連結が適用される関連法人

該当ありません

◇ 控除項目の対象となる会社

該当ありません

◇ 従属業務を営む会社であって、連結グループに属していない会社

該当ありません

◇ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当ありません

◇ 規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません

連結自己資本の充実の状況

◆ 連結自己資本比率の状況

令和5年2月末における連結自己資本比率は、17.61%となりました。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内 容
発行主体	木曽農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目 に算入した額	869百万円（前年度887百万円）

当連結グループは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーションル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

◆ 連結自己資本比率の状況

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和3年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,289,690	4,263,206
うち、出資金及び資本剰余金の額	869,180	887,862
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	3,436,400	3,389,547
うち、外部流出予定額（△）	4,285	-
うち、上記以外に該当するものの額	△11,605	△14,203
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	577	2,688
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	577	2,688
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適合日資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-

土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,290,267	4,265,894
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	446	446
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	446	446
繰延税金資産（一時差異に係るもの除外。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少數出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本にかかる調整項目の額 (ロ)	446	446
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	4,289,821	4,265,448
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	21,983,572	22,298,761
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,371,440	2,438,159
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーション・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	24,355,012	24,736,920
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ) / (二)	17.61%	17.24%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

連結自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和3年度		
	エクスポートジャーラーの期末残高 a	リスク・アセット額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポートジャーラーの期末残高 a	リスク・アセット額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%
現金	338	-	-	375	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,680	-	-	1,701	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,537	-	-	2,392	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	59,964	11,992	479	60,848	12,169	486
法人等向け	170	102	4	144	80	3
中小企業等向け及び個人向け	531	182	7	552	201	8
抵当権付住宅ローン	323	82	3	328	89	3
不動産取得等事業向け	50	50	2	54	54	2
三月以上延滞等	57	17	0	40	4	0
取立未済手形	6	1	0	8	1	0

信用(保証協会等)保証付	3,588	353	14	3,446	338	13
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	450	450	18	450	450	18
(うち出資等のエクスボージャー)	450	450	18	450	450	18
(うち重要な出資のエクスボージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	4,903	8,749	349	5,111	8,908	356
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段に対する影響を考慮した出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスボージャー)	2,621	6,554	262	2,594	6,487	259
(うち特定項目のうち調達額に算入されない部分に係るエクスボージャー)	99	248	9	114	285	11
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスボージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスボージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスボージャー)	2,182	1,947	77	2,402	2,135	85
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルーワイド)	-	-	-	-	-	-
(うちマンデート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスボージャー別計	75,605	21,983	879	75,454	22,298	891
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関連エクスボージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	75,605	21,983	879	75,454	22,298	891
ペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	2,371	94		2,438		97
所要自己資本額+	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	24,355	974		24,736		989

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートジャーの種類ごとに記載しています。
 - 「エクスポートジャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取扱業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポートジャーのことです。
 - 「出資等」とは、出資等エクスポートジャー、重要な出資のエクスポートジャーが該当します。
 - 「証券化（証券化エクスポートジャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートジャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートジャーのことです。
 - 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したもののが該当します。
 - 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 - 当連結グレーブでは、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

ショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>
(粗利益（正の値の場合に限る）×15%) の直近3年間の合計額 ÷ 8%

直近3年間のうち粗利益が下の値であった年数

信用リスクに関する事項

◆ リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容(「リスク管理体制」P.13)をご参照ください。

◆ 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適格格付機関	
株式会社格付投資情報センター（R&I）	株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）	
S&Pグローバル・レーティング（S&P）	フィッチレイティングスリミテッド（Fitch）

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートヤー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポートヤー		日本貿易保険
法人等向けエクスポートヤー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートヤー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◆ 信用リスクに関するエクスポートヤー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポートヤーの期末残高

(単位：百万円)

	令和4年度				令和3年度						
	信用リスクに関するエクスポートヤーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭テリティ	三月以上延滞エクスポートヤー	信用リスクに関するエクスポートヤーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭テリティ		
国内	75,605	8,807	1,701	-	57	75,454	7,780	1,701	-	40	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別残高計	75,605	8,807	1,701	-	57	75,454	7,780	1,701	-	40	
法人	農業	18	5	-	-	7	22	6	-	-	8
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	0	0	-	-	-	1	1	-	-	-
	製造業	132	131	-	-	0	87	87	-	-	0
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	8	8	-	-	-	11	11	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通運業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	62,776	1,200	-	-	-	63,635	400	400	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	119	103	-	-	26	132	110	-	-	27
	日本国政府・地方公共団体	5,218	2,537	2,680	-	-	4,093	2,392	1,701	-	-
	上記以外	279	15	-	-	0	286	19	-	-	1
	個人	4,810	4,804	-	-	23	4,752	4,751	-	-	2
	その他	2,241	-	-	-	-	2,431	-	-	-	-
業種別残高計	75,605	8,807	2,680	-	57	75,454	7,780	1,701	-	40	
1年以下	59,120	358	502	-	-	60,832	386	-	-	-	
1年超3年以下	377	377	-	-	-	890	389	501	-	-	
3年超5年以下	796	796	-	-	-	735	735	-	-	-	
5年超7年以下	585	585	-	-	-	757	757	-	-	-	
7年超10年以下	2,061	1,564	497	-	-	1,771	1,274	497	-	-	
10年超	7,095	4,911	1,681	-	-	4,739	4,035	703	-	-	
期限の定めのないもの	5,570	214	-	-	-	5,728	202	-	-	-	
残存期間別残高計	75,605	8,807	2,680	-	-	75,454	7,780	1,701	-	-	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポートヤーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートヤーに該当するもの、証券化エクスポートヤーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及び他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートヤーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち、相対で行われる取引のものをいいます。
 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◆ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和4年度				令和3年度				期末残高	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2	0	-	2	0	5	2	-	5	2
個別貸倒引当金	70	67	-	70	67	163	70	27	136	70

◆ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和4年度					令和3年度					期末残 高	
	期首残	期中増 加額	期中減少額		期末残 高	貸出金 償却	期首残 高	期中増 加額	期中減少額			
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	70	67	-	70	67		163	70	27	136	70	
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地図計	70	67	-	70	67		163	70	27	136	70	
法人	農業	8	7	-	8	7	-	45	8	26	19	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	20	19	-	20	19	-	22	20	-	22	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	25	25	-	25	25	-	71	25	-	71	
	上記以外	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	
	個人	15	15	-	15	15	-	24	15	0	24	
	業動計	70	67	-	70	67	-	163	70	27	136	

◆ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和3年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用リスク削減効果勘案後 残高	リスク・ウエイト0%	-	5,967	5,967	-	4,910	4,910
	リスク・ウエイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	3,604	3,604	-	3,459	3,459
	リスク・ウエイト20%	-	60,176	60,176	-	60,978	60,978
	リスク・ウエイト35%	-	182	182	-	230	230
	リスク・ウエイト50%	-	337	337	-	381	381
	リスク・ウエイト75%	-	75	75	-	85	85
	リスク・ウエイト100%	-	2,526	2,526	-	2,696	2,696
	リスク・ウエイト150%	-	9	9	-	2	2
	リスク・ウエイト250%	-	2,720	2,720	-	2,709	2,709
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		-	75,605	75,454	-	75,454	75,454

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するものの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクspoージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

◆ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P.58）をご参照ください。

◆ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

区分	令和4年度		令和3年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	13	-	14	-
中小企業等向け及び個人向け	10	313	5	336
抵当権住宅ローン	-	134	0	88
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	8	-	-
証券化	-	-	-	-
中央精算機関関連	-	-	-	-
上記以外	1	194	9	211
合計	25	650	29	636

- (注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定期日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関向け」及び第一種金融商品取引業者向け、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
 3. 「証券化（証券化エクスポート）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移譲する性質を有する取引にかかるエクスポートのことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際清算銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポートに関する事項

該当する取引はありません。

オペレーションルーム・リスクに関する事項

◆ オペレーションルーム・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーションルーム・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（「リスク管理体制」P.13）をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポートに関する事項

◆ 出資その他これに類するエクスポートに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポートに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続きに準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理体制を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続き等の具体的な内容は、単体の開示内容（P.59）をご参照ください。

◆ 出資その他これに類するエクスポートの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	3,078	3,078	3,057	3,057
合 計	3,078	3,078	3,057	3,057

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◆ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	8

◆ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

◆ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

◆ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和3年度
ルックスルール方式を適用するエクspoージャー	-	-
マンデート方式を適用するエクspoージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	-	-

金利リスクに関する事項

◆ 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。
JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(P.60)をご参照ください。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項目番号	変動要因	△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	372	38	6	0
2	下方パラレルシフト	0	0	10	0
3	スティープ化	530	222		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	97	0		
7	最大値	530	222	10	0
8	自己資本の額	当期末		前期末	
		4,289		4,260	

- 「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

2023



農業と協同の力で木曽の未来をささえます

 木曾農業協同組合

〒397-0001 長野県木曽郡木曽町福島2800番地

電話 (0264) 22-2128 (代)

FAX (0264) 22-2049

ひかり電話 (0264) 25-6600

<URL> <https://www.ja-kiso.ijian.or.jp/>